

第百八回国会 建設委員会 議 録 第三号

昭和六十二年五月十五日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 村岡 兼造君

理事 谷 洋一君 理事 中島 衛君

理事 野中 広務君 理事 平沼 赳夫君

理事 森田 一君 理事 中村 茂君

理事 坂井 弘一君 理事 西村 章三君

理事 榎本 和平君 理事 金子原二郎君

理事 瓦 力君 理事 木村 守男君

理事 桜井 新君 理事 鈴木 宗男君

理事 田村 良平君 理事 渡海紀三朗君

理事 中島源太郎君 理事 中村喜四郎君

理事 東 力君 理事 松田 九郎君

理事 松永 光君 理事 三塚 博君

理事 井上 泉君 理事 木間 章君

理事 坂上 富男君 理事 三野 優美君

理事 伊藤 英成君 理事 辻 第一君

理事 中路 雅弘君

出席國務大臣

建設大臣 天野 光晴君

國務大臣 綿貫 民輔君

出席政府委員

内閣法制局第二部長 大森 政輔君

国土庁長官官房長 清水 達雄君

国土庁土地局長 田村 嘉朗君

林野庁次長 松田 堯君

運輸省港灣局長 藤野 慎吾君

建設政務次官 東家 嘉幸君

建設大臣官房長 高橋 進君

建設大臣官房審議官 中嶋 計廣君

建設省都市局長 北村廣太郎君

委員外の出席者

建設省河川局長 陣内 孝雄君

建設省道路局長 鈴木 道雄君

農林水産省構造改善局建設部防犯課長 田内 堯君

気象庁地震火山課長 鈴木 哲朗君

建設省河川局次長 三木 克彦君

建設省道路局次長 望月 薫雄君

建設委員会調査室長 佐藤 毅三君

委員の異動

五月十五日

辞任

瓦 力君

濱田 幸一君

三塚 博君

小野 信一君

同日

辞任

木村 守男君

鈴木 宗男君

渡海紀三朗君

木間 章君

同日

辞任

木村 守男君

鈴木 宗男君

渡海紀三朗君

木間 章君

同日

辞任

木村 守男君

鈴木 宗男君

渡海紀三朗君

木間 章君

同日

辞任

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○村岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂上富男君。

○坂上委員 坂上でございます。

建設大臣が参議院の方にお出かけだそうでございますので、ちよつと順序が狂いますが、大臣にまず御質問申し上げたいと思つておるわけでございます。

補正予算の問題については、まだ当初予算が審議中でございますので問題にすること自体に問題があるのださうでございますが、参議院の予算委員会でも中曽根首相が天野建設大臣に言われてという言葉をあえて使ひまして、公共事業を、アメリカにおけるレーガン会談の中において五兆円の規模の補正予算を組みたいということになつて、特に天野大臣の方からその補正予算がひとつ早期に成立するよう要請があつた、こうあるわけでありまして。

そこで、公共事業の補正予算、治山治水の関係についてどの程度見込んでおられるのか、そして特に大臣は急がれる理由の中に、雪害地区において特に早くしてもらわないと間に合わないというお話もあつたさうでございます。その希望されるところの補正予算の見通しはこれからどういふふうになるおつもりなのか、御答弁賜りたいと思ひます。

○天野國務大臣 まだ本予算が通つていませんから、正式に補正予算の内容についてお話を申し上げることは――それでも欠陥予算は欠陥予算なんですから、私はそう思うのです、正直に言つていふと思うのですけれども、なかなか事務的にやりくりがあるさうでございますから、そういう点で明確に補正予算としてのお話を申し上げるわけにはいきませんが、ただ私の主張しているのは、補正予算を組まなければならないという客観的、また主観的な情勢の中で、組むのであるなら組むだけが目的是あるまい、仕上げるのが大切ではないか。去年も非常に苦労したので、積雪寒冷地帯が非常に多い。その地域に特に今の円高・ドル安に關係する不況ムード地帯が多いので、これを完全消化するためには雪の降る前にやるべきではないか。野党だつてみんな考え方は同じなんです。それから、そういう意味で私は、七月だなんて言わないで六月に考えるわけにはいかないかと閣議で発言をしたわけなんです。閣議の発言は表に出ないことになつてゐるのですが、少なくとも十二月の雪の降る前までに三分の二ぐらいは消化したいという発言をいたしましたのはそういう意思でございます。規模は我が党で五兆円以上やる、こう言つております。

これは事業費か国費かということで問題になつておるのでありますが、我が建設省としては、やはり七兆円ぐらいまででないと消化が難しいというところなものですから――それは事業費でありまして、そういう意味で五兆円を何ぼ上回るか。五兆円以上というのは、六兆円は超えないだろ。六兆円以上というのなら、六兆円を超すわけですが、五兆円というのは五兆九千九百九十九億までは五兆円だと思ふ。しかし一億円でも五兆を超えたことになるが、そんなちやちやなことではだめだという発言はしてあります。具体的に振りつけと

本日の会議に付した案件

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

民間都市開発の推進に関する特別措置法案(内閣提出第四四号)

国土利用計画法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

昭和六十二年五月十五日

かそういう予算の中身については担当局長から答弁をさせます。

去年は雪がありませんからことは恐らく相当豪雪になるのではないかと私は考えておるものですから、そういう観点で、私も東北ですから、北海道、東北、北陸という地域はやはりどうしても急がなければいけないという考え方で、大体今申し上げたようなそういう発言をしてあります。

○坂上委員 これから具体的にやっていくのでございましょうが、公共事業について大変前倒しをしていただきまして地方に起る内需拡大あるいは事業の振興、そしてまた地方の要請におこたえになる御努力はわかるのでありますが、治山治水の五カ年計画の財源確保の見通し、そしてまた、地方公共団体におきましては、大変前倒しもいただいておりますが、地方の市町村負担部分の財源措置になかなか困つておるという状態なのじやなからうか、こう思つておるわけでありまして。ですから、せっかく前倒し前倒しをしていただきましても、地方公共団体がこれを消化する力がなかなか、今消化不良を来しておるのじやなからうかというふうにも思つておるわけでございます。

また一方、この間NHKのテレビでもやつておつたわけでありまして、仕事は受け付けられども、これに働くところの労働者、大工さん、そういうような技術者が極めて足りない。北海道のような、城下町でだめになったところに労働者あるいは技術者を雇いに行きまして、なかなかこれに應じられるような状況でないというように、ことも言われておるわけでありまして、そんなような観点はどのように建設省の方で見ておられるのか、ひとつ御答弁賜りたいと思います。

○天野国務大臣 地方財政との関連性の問題ですが、今御審議願つておる六十二年度予算につきましては既にもう手当て済みでございます。

ただ、問題は補正予算であります。補正予算の場合は、過去の例からいいますと、全額地方財政に影響ない格好で執行するというやり方が過去の慣例ではありますが、ここの場合は例外であり

まして、非常に金額が多過ぎますから、そういう観点でこの問題についてはちよつと問題があるのではないかとこの中で、これも私は閣議で発言をしております。

執行するのは地方自治団体と国と大体において半分半分であるわけですから、そういう意味において、予算が多いからといって地方自治団体の負担の軽減をしなくても、ともかくも地方自治団体が執行できるように財政のやりくりをしてもらわなければ困りますよ、これは自治大臣と大蔵大臣でよく協議の上やつてほしいということで、一応補正については今の段階では問題なくやれるのじやないかなという感じがいたしております。

その他の問題については局長から答弁いたしますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○高橋逓進政府委員 技術者を中心とする労働者の不足が問題にならないかということでございますが、これにつきましては、建設経済局を中心としていたしまして業界にもいろいろ事情聴取いたしております。その結果、時期的にあるいは地域的に一部鉄筋工とか型枠工とか、そういったような技能労働者について不足する場合がなしといたしませんけれども、マクロ的には十分可能であると考へておられます。実際の施工に当たりましては業界にもいろいろ努力してもらつて、労働者の異動とかその他予備的な方々もおられるわけでございますので、十分可能というふうに建設省では考へております。

○坂上委員 また大臣がお見えになってからこの問題を少し議論させていただきたいと思つた。

出席の各省庁がお見えでないの順序が大変狂つて、総論をやるべきことを各論みたいになつておりまして大変お聞きづらいことじやないかと思つた。お許しをいただきたいと思つた。

まず森林法。この間最高裁の違憲判決が出たのでございまして、百八十六条、共有林の分割請求の制限事項でございまして、最高裁からこういう違憲の判決が出るというのは、官庁にとっては不名誉なことでございます。まず、この判決によつて

森林行政でどのような影響が出るのか。この国会で、森林法改正で削除の法律改正を提案なさつておるようでございしますが、どこでどう審議になるか、農水でございしますか。この問題に対する責任ある御所見を賜りたいと思つております。

○松田(義)政府委員 お答え申し上げます。

森林法第百八十六条は、森林が共有されております場合に、林業経営の安定を図る見地から、共有に係る森林の分割につきまして過半数をもつてすること以外に分割を請求することができないという規定を規定しているものでございます。

この百八十六条の規定がなされた昭和二十六年当時の時代といたしましては、山村における住民の生活と森林とのかかわり合いが大変深い状況にあつたわけでありまして、共有林の大多数は共有者によつて共同の使用収益に供されるという実態にあつたわけでありまして、したがつていまして、共有林を複数所有者による共同の森林経営に供されるべき土地とらえまして、その経営の安定を図るという目的達成手段として共有の分割を制限することを講じておりましたことは、当時の共有林の実態から見て必ずしも合理性に欠けるものではなかつたと考えられるわけでありまして、しかしながら、エネルギー革命等の経過を経まして、現状におきましては、昔のような山村におきまして国民生活と森林とのかかわり合いは大変希薄になつてきておる。したがつて、所有者すべてによつて共同経営に供されたいといったような実態が崩れてきている状況にもあるわけでありまして、このため、森林法第百八十六条の規定による規制手法がその目的との関連におきまして必ずしも実態に合致しないこともございまして、さきの最高裁判決におきまして違憲、無効であると示されたものと考へておるところでございます。

現在、林野庁が講じている森林経営の安定化のための施策につきましては、このような森林の所有や利用の実態を踏まえ、生産森林組合等の協業経営体の育成や所有は個別のまま施業を共同化するといったように促進する方向で施策を講じてい

るところでございまして、この森林法第百八十六条の規定の削除による特段の影響は生じない、このように考へておるところでございます。

○坂上委員 これは、明治の初めから森林法のこういう規定があつたと聞いておるわけでありまして、新しい憲法になつて均分相続になつた。一体どのような影響が今日まであつたのか、これはほとんどないわけでありまして、今御答弁ありましたとおり所有の分割ですから、所有の分割と森林の保全というものは別でございまして、いわばこれによつて力の強い者が力の弱い者を抑え込むというような条項としてのとらえ方もあるわけでございます。これと同じことが農地の場合の相続にもあるわけでございます。できるだけ農家を分散させたくないということから、何としても農家を相続する人が農地を持つてもらいたい、こういうような希望があるわけでありまして、法律上どうにもならぬわけでありまして、これが近代法の実態なのでございまして、森林法も今おつしやつたように影響は全くないんだ、ないのをこつと残して置くところの問題があつたのだらうと私は思つております。でありますから、当然百八十六条などというものは大した実務上の適用にならなくて、思いもしないことが裁判になつて思ひもしない結果が出てきたというふうな状態なのでございまして、やはり法律の施行に当たりましては、各省庁がこういうようなことについて本当にこの条文がどういうふうな庶民の生活に影響を及ぼしているのかということを知つていただきたいと思つておるのではありません。単に条文だけが残つておつて、そのものが我々の実生活の中にどういふ影響を及ぼしているか、本日、治山治水の問題、河川の問題はまさにそのものにつながるものでございまして、治山の問題に絡めまして御質問申し上げたわけでございますが、実際こんな判決があるうとうとうこつとやないんだという御答弁であります。多分そうでしょう。また、そのはずなんです。それだつたらなぜこつと余分なものを残しておくのかというところに責任があるわけでありまし

調べてみますと、措置法というのは五つの区分があるようです。臨時、暫定、緊急、特別、そういうような区分があるようです。特に緊急措置法というのは緊急事態に対処する措置、こう法制局の解説で書いてあります。まあ似たような御答弁でありますから合格だろう

昭和六十二年五月十五日

と思うのですが、さてそこで治山治水の条文を見ますと、「緊急かつ計画的」という意味に於いてあります、第一号は、まずこの意味についてどなたか御回答をいただきたいと思ひます。

○三木説明員 治山治水緊急措置法は、治山治水事業の著しいおくれに伴います台風、豪雨等による激甚な被害及び産業経済の発展に伴う諸用水の急増等の事態にかんがみまして、このおくれを取り戻すために緊急かつ計画的に対策を実施したいという観点から措置をされるものでございます。

その後、措置法の措置は実施されてきたわけですが、なお昨年の豪雨等による激甚な被害の発生状況、それから今年の洪水の状況、こういったことを考えますと、まだ緊急かつ計画的に対処するという事態は変わっていないという観点から、両方あわせまして一層治水事業の拡充を図つてまいりたいという観点から緊急かつ計画的と申し上げておると思ひます。

○坂上委員 緊急と計画的というのは矛盾しているのじゃないですか、どうですか。もうちょっと具体的に、緊急というのはどういう場合を指すのか、計画的というのはどういうものを指すのか、緊急と計画的はどういう関連を持つのかということをお聞きしているのです。

○三木説明員 水害の状況に対処する、あるいは洪水の状態に対処する、こういった事態につきましては極めて緊急な事態である、これは非常に長く続いてはおるわけですが、非常に緊急な事態になつておるわけでございます。

ところで、これに対応する措置につきましては、災害復旧のような形で一気にやつてしまつてという方向もないわけではございませんが、この対策は非常に膨大な事業でございます。そういった意味合いにおきまして、全国的に統一した基準を持ちまして計画的に実施していく、こういう観点から計画的ということでございます。

○坂上委員 この法律は三十五年にできたわけであり、一体これは何年ぐらい予定をなさつて

つくられたのです。

○陣内政府委員 この治水対策というのは歴史的に長く続いておるわけですが、現在私どもが考えておりますのは、二十一世紀に向けてまして当面目標といたしております、大河川につきましては戦後最大の洪水を安全に流すという中間目標、それから中小河川につきましては、時間雨量八十ミリでございしますが、このうち五十ミリを暫定的に安全に流すというような目標をおおむね達成するというような長期的な目標を立てながら、その中間目標としての第七次治水事業五カ年計画を策定して、これに鋭意取り組んでいきたいと思つております。

○坂上委員 五カ年計画をずっと進められる。今までの経験から見て、この法律をつくつて効果はどの程度出ているのですか。

○陣内政府委員 昭和三十五年に第一次治水事業五カ年計画を策定して以来今日で第七次に至るわけでございますが、第五次まではそれぞれの五カ年計画、おおむね一〇〇%達しております。残念ながら第六次につきましては計画規模の七九・四%ということ、これはまた厳しい財政事情のもとはなし方なかつたと思ひますが、そういうような努力を積み重ねた結果、例えば大河川につきましては、先ほど申し上げました戦後最大の洪水を安全に流すという当面の目標に對しまして五七%の進捗に至つておる次第でございます。

○坂上委員 調査室や建設省から資料をいただいておりますから、仕事の進捗率とか予算の獲得などというものは皆わかっていますから、そういうことはいいんです。そういうふうなことをお互いに勉強した上に立つて問題点を指摘していただくわけでございますから、そこでこの法律をつくつて——治山治水というのは本来政治の原点でございます。まさに戦国時代も治山治水というのが政治の、日本を統治する要諦であつたわけでありまして、まさに古くて新しい問題でございますので、治山治水が政治のいわば根源であると私は思つていただいております。一生懸命に頑張つていただきたいと

は思つておるわけでございます。

そこで、五カ年計画をずっとつくつてこられまして、第六次のは予算が削られてしまつて全然獲得できなくて、こういうお話でございます。やむを得ないということなんでございしますが、先の方治山治水だけは一生懸命やらなければならぬ、いやな、災害とつながるのだからというお話があつたわけでありまして、そこで今度、仕方がなく何を言ひ出したかという、政府が金をくれないならば国民から取ろうという名前だつた。今度水利・水源税、最初はそういう名前だつた。今度森林・河川緊急整備税、こういう名前だつた。今度これを知らぬ人が聞けば、あすでも堤防が崩れてみんな水害になる、山から鉄砲水が流れてきて水にみんな押し流される、表層雪崩が起きて家が全部倒壊される、こんなような響きを森林・河川緊急整備法の法案は与えたのだらうと思つた。これと同じように皆様方は、まさに治山治水というのは国民の政治の原点であつて、古くて新しい重要な問題でありますから、何事をおいてもやらなければならぬというのをはかるのでございしますが、力が余つて、政府が出してくれないから国民から取ろう、こういうわけでございます。

そこには私は、この法律のいかにも緊急——それはそれで結構です、二十年かかろうと三十年かかろうと。名前にこだわらなせん。だけれども、そのことが今度国民に、おまえたちから税金を取つて、出してやらなければ川は守れせんよ、山は守れせんよというところに大きな問題があるうと私は思つておるのです。去年この問題がつかれましたが、ちよつと御所見を賜りたいと思ひます。

○陣内政府委員 治水事業の緊急性につきましては先ほどから御答弁申し上げてるところでございますが、昨今の災害の状況あるいは洪水の状況を見ますと、この事業をさらに今後とも推進していかなければならぬというふうに私も考えておるところでございます。

ますが、第七次治水事業五カ年計画におきましてはこの完全達成のために最善の努力を続けてまいりたいと思ひます、森林・河川緊急整備税にかわる措置として自民党の税調の方で四つの措置案を講じていただいたわけですが、そういうものを今後十分フォローしながらこの目的の達成のために努力してまいりたいと思ひます。

○坂上委員 農水の方からもお答えいただきたい。

○松田(義)政府委員 森林・河川緊急整備税につきまして、林野庁といたしましては、六十一年度、水源税という形でその税制度の確立をお願いをしたわけでございます。六十二年度は緊急整備税、こういう名称でお願いをしておつたわけでございます。

森林の管理というものが現在非常に問題になつておりました、将来にわたります水の資源の涵養機能等が損なわれる、そういう懸念が非常に大きくなつておりますので、利水者等による税制度ということで緊急整備税をお願いしたわけでありまして、これは税制改正要望として行つたわけでございます。本法とは直接的に關係はない、このように考えておるところでございます。

○坂上委員 お二人のお話を聞いてもおわかりのとおり、治山治水緊急措置法だ、五カ年で本当にこれをやらなければならぬ、これは結構なんです。政府が予算を削つちやつたから国民から取らなければならぬ、特別に国民から取らなければならぬ、こういうやり方、これでは困ると私は言うのです。

この部屋でした。厚生省も言つたでしょう、通産省も言つたでしょう、こういう税金を取られては困ります。私はこの質問をやらせてもらつた。当時、廣瀬さんが局長さんだつた。終わつてから局長さんが、先生、私も発言させてくれと言ふ。私がさせないわけじゃない、委員長がさせないわけでございます。終わつてからの冗談です。先生、厚生省にやらせたり通産省にやらせたりして一方的じゃないかね、こういう話。冗談で

す。弁護士というのは一方的なんだ、後は国民が判断するんだ、冗談ですがこういうことを言ったわけでございます。

今お聞きをしていますと、緊急整備税のかわりに災害関連の予算をつくってもらいましたが、こうおっしゃっているのです。私はその考えが問題だというのです。本来、治山治水の緊急措置法ですから、国は何事をおいてもこの問題について力を入れて予算をつけてもらわなければならないのであって、国がしてくれないからおまえた金を出せよというやり方、農水もそうでございますが、建設もそうでございますが、御注意いただきたいと言っているわけでございます。御答弁を聞いていますと、その税がだめになったものだから今度は特別こういうふうにももらいましたという答弁。五カ年計画というのは、確かに私たちは支持しているのです。できるだけ予算を取ろうと思つて努力しているのです。だけれども、政治の力が弱いために治山治水まで削減される、こういう状態なんです。しかし、このように水利、水源に税金をかけるというやり方は大きな問題があるわけでございます。でありますから、今回のこの法案の改正に当たつてどのようにお考えになつていらっしゃるか、このことを聞いています。

○陣内政府委員 治水事業は、国民の生活環境、産業基盤の整備という意味で、国政の最も基本的な大事な事業であると私も認識しておるわけでございます。この事業の推進につきましては、国民の広い御支持をいただきまして、この治水事業五カ年計画の達成のために何分の御理解と御協力をいただき、また先生の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○坂上委員 まあいりでしょう。さて次に、農水省の方にお聞きをしたいのでございます。やはりこれも災害に関連をするわけでございますが、今減反が大変厳しく言われているわけでございます。減反を厳しく言われますと、一番最初に対象地になるのは、農家の皆様方は山田、山の田んぼをまず減反の対象にするわけござ

います。山の人のお話を聞きまして、この山田は本来ならば水がめの役目をしているんだ、これをなくしますと鉄砲水が出てきて、あるいは地すべりが起きて災害の原因になるんだ、こう言つておるのでございます。農水省、この見解はいかがでございますか。

○田内説明員 減反が地すべりの原因であるのではないかとこのことではございますけれども、これまでの新潟県の新潟農業試験場におきまして調査結果によりますと、水田の畑地化は地下水の供給増にはほとんど関係がないということ、また、管理されておきます水田地帯においても地すべりが発生してること、また、昭和二十四年から六十年までの三十七年間の地すべりの発生頻度の統計によりますと、減反が実施されました昭和四十五年以前におきましても近年に匹敵するほどの多い発生が見られるということ等から、減反が直接地すべりに結びつくものではないというふうな考えしております。

なお、新潟県におきましての地すべり防止工事の実施数は二百八でありまして、我々としてしても全国規模の事業費の約三割を持つていて実施しております。今後とも県の要望を踏まえながら事業を実施していきたいと考えております。

○坂上委員 具体的にこれに対応するもので長岡の竹の山高地というところがあるものであります。去年の十二月地すべりが起きて交通遮断になつたわけでございます。この原因、そして今対策がどういふふうに行われているか、お聞きをしたいと思ひます。

○陣内政府委員 お答え申し上げます。昨年十二月十五日から十七日にかけて、三日間にわたつた八十五ミリの降雨がございました。こういった大きな雨が原因となりまして、当地域の地先におきまして地すべりが発生したというふうに見えておるわけでございます。

この地すべり災害によつて長岡市道の東幹線二十八号線で延長七十四メートル、それから普通河川太田川というところで埋塞被害が生じておりま

す。この災害につきましては早速この一月に災害査定を実施いたしましたして、災害復旧費は四千九百万円と決定したところでございます。

この内容は排土工と排水ボーリングでございますが、現在この復旧のために鋭意努力をしているところでございまして、十月末までには完成する見込みでございます。

○坂上委員 気象庁もお見えのようでございますから、最近、富山と新潟の間でどうか、長野等も含むのでしょうか、焼山という火山があるわけでございますが、大変火山活動が活発化したと住民は心配しておるわけでございます。気象庁どんなような見通しをございましょうか。

○鈴置説明員 新潟焼山の現況について御説明申し上げます。この火山の状況は、実は五月一日に山頂付近に雪の変色域が認められるということがございまして、その後そのまゝ経過いたしておりましたが、八日になりました山頂付近の敷力所から高さおよそ五十から百メートル程度の噴気が出ていたのが観測されております。その状況は現在も続いているわけでございます。

この状況に對しまして私どもいたしましたしては、現在、最寄りの気象官署がございまして、そこで三カ所から遠望観測を行つておりましたが、そういった形で観測の強化をしております。今後の推移につきましましては、今申し上げましたような観測体制をもちまして慎重に監視を続けていきたいというふうな考えをしております。

○坂上委員 見通しはどんなですか。

○鈴置説明員 見通しにつきましては、火山の噴火の予知というのは最近かなり技術的には進歩しておりますが、まだ実用化の段階にはいま一步の段階でございます。そこで気象庁といたしましては、今申し上げた形で観測の体制を強化し、状況に変化が生じた場合には機動観測班を派遣するなどして火山の活動の現況を的確に把握し、その状況に変化が生じた場合には先般も出しましたような臨時火山情報等を発表いたしましたして防災に

役立たせていただくという形で対応してまいりたい、そういうふうな思つております。

○坂上委員 今度、河川に移ります。河川法改正は市町村に工事を認めるという改正だそうでございますが、特にその大きな理由の一つに、景観と親水性、環境整備のために国民に親しんでいただくという意味を込めている、こうおっしゃつておるわけでございます。

確かに町の中にきれいな水が流れ、流れる水を美しく景観するということはいいことでございます。しかし、一体そういうような状況に河川はいつているのか。殊に町の中を流れておるところの河川の汚濁の状況はそういうところまで来ているのか。環境庁おられませんか。――来ておられません。では河川局からでもお答えいただけますか。

○陣内政府委員 河川はその機能からしまして、治水、利水は非常に大事でございます。しかし同時に環境機能というものも兼ね備えておるわけでございます。ただいま先生御指摘のように、河川に對しまして環境問題で非常にさまざまなニーズが国民の中に出てきておるの事実でございます。私どもは今後水辺のある貴重なオープンスペースとして、親しみやすいやすらぎの場として、また地域環境の形成のために河川の環境整備に努めていきたいと考えておるわけでございます。

ところで、環境というのは空間的なものと水質水量的なもの両方が備わつて初めて十分なものになると思つてございまして、ただいま御指摘になりました水質に關しましては、建設省では所管しております一級河川を総合的に管理する立場から河川の水量や水質を調査し、河川の汚濁状況を監視してきておるところでございます。昭和六十年に実施しました一級河川の水質調査結果によりますと、水質汚濁の代表指標でありますBOD、これは生物化学的酸素要求量という意味でございますが、この年平均値で見ますと三ppm以下の水質の占める地点数の割合は全調査地点の

五

五

五

五

昭和六十二年五月十五日

うちの八四%となつておりまして、昭和五十九年と比較しまして約三%増加、つまりよくなつておるといふことではございますが、長い目で全般的に見ますと、この数年この傾向は横ばいになつておるといふ状況でございます。

○坂上委員 時間がありませんので概括的に質問を続けますが、余り長く答えないうで結構でございます。

まず、私の選挙区、三十三市町村ありますが、この河川法の改正に当たりまして私は、地元負担の關係も含めて、これが改正になりますといふことになりまして、どういふ意向がありますかといふことを三十三全部に照会を申し上げた。回答はたくさん来ませんが、来ているところからはやはりこういう回答が来ているのです。

「市町村が河川行政に参加し、より高度な都市環境整備の推進に寄与できることは歓迎すべきものと思われまふ。」とまではいいです。「反面、市町村に財政的な負担が転嫁され、地方財政の健全化に支障を来たすことも憂慮されます。」私の町ではもう「景観、都市環境の整備のため、市費を投入して整備に取り組んでいるところでありまふ。」しかし、「河川の治水機能の維持及び管理については、従来どおり、これは、維持管理は従来どおりですが、工事だけは、こうおっしゃるわけですが、「本来の管理者が行うことが妥当と思われまふ。」これは建設省の方が期待しておる回答なんだらうと思う。

その次の町はこう言つています。「財政負担の転嫁が危惧されることでありまふ。地方財政逼迫の折柄、若し指摘のような市町村への負担となることにつきましては町財政の運営上苦慮せざるをえぬ」、反対だ、こう言うわけですね。

これがまたなかなか哲学的な方でございますし、「負担の公平を期す上から」「制度が出来れば受入ざるを得ないと思つて居ります」、大変まじめな、だけれども不満なのでございますよ。

また、こうも書いてあります。「河川法の一部改正につきまして、ご承知の通り行財政の厳しい

折、大変困惑しておる状況にあります。」それから、これはきちつと意見書として、経費負担が高率である、「市町村の財政事情から見るとうてい受け入れられない。」

五通しか回答ございません。あとは回答がないから電話で聞いてみました。やはり三分の二は反対でございます。先生、余り反対の意思表示をする、緊急整備事業のように、反対だといふ文書を出しておいたのですが、陳情に行つたら、河川局の方でコンピュータが何かをぽんと押したら、ああ三条市は反対だ、考えておきましよう、ぽんと加茂市を押したら、はい考えておきましよう、こういうことになる。それで今度は何が来たかといふと、緊急整備で早くつくつてくださといふ陳情書が私らのところに来ていたわけでありまふ。建設省にできるだけ予算をいたしたいと思つて私への回答も遠慮でございます、遠慮でございますが、これだけ出てくるわけでございます。市町村の負担の部分は高率だ。少しぐらいは負担しなさいといふのが市町村の意向でなかつたか、こう思つておるのであります。ぜひひとつその点の御配慮もお願いしなければならぬと思ふのです。

それから、これは希望によつてやるのですから、希望しなければよろしい、これで済むわけでありまふが、しかしやはり希望した方が優先的に仕事もらえるのじゃなからうか、予算がつけれれるのじゃなからうか、こういう心配をするわけでありまふ。ひとつそういう差別をおつけにならぬように、それからもうひとつ市町村の負担というものを軽減できないのか、お聞きをしたいと思つております。

○陣内政府委員 ただいまのお話の中にもございましたけれども、河川環境に対する関心というのは総じて最近非常に高まつてきておりまして、町づくりのシンボルとして河川を活用したり、あるいは地域づくりの中の他事業との関連においてきめの細かい河川事業を行いたい、そういう形で、いろいろと地域に密着した立場からの河川に対す

る取り組みの要望があることは事実でございます。これに對しまして、河川行政をより広めるといふ意味で、市町村が望まれるところにおいてはその御発意に従ひましてこういう道を開こうといふことでございます。

そして、これに対する費用負担につきましては、この事業の性格が非常に地域的なものである、効果が地域的に限定されるというようなことから、市町村に三分の一を負担していただく、残りの三分の二につきましては都道府県が三分の一、国が三分の一といふことで、この予算の制度そのものは、従来から都市小川改修事業といふのがございましたが、この制度に倣つたものでございます。

○坂上委員 これはこの程度にしておきましよう。

さて、去年は大変な水害でございましたが、大臣のところに郡山、これは県の管理ですが、これが大水害を起して、工場団地と食品団地がめちゃめちゃになつた。それから仙台の方、宮城県の吉田川へ行つたわけでありまふ。これまた大水害でございました。社会党調査団で行つたものでございますが、社会党の先生、もう結構でございます、連日偉い人が来て調査をなさつておりますから、こういう話です。だから、私は前の日の会議に行つたわけでありまふ。この責任は、おまえさ

んたちが土下座をしてお願ひするの、あるいはこれは政府の責任なのじゃなからうか、そういうことの調査に来たのだ、そうですか、それならひとつあすの朝見てください、こういうわけでありまふ。朝の五時から起きまして見に行きました。

やはり郡山の川と同じ。しかも、去年の災害委員会の八月二十日の議事録を私は見せてもらひました、川の中に堤防より高いところの柳の木がある。いっぱい繁茂しておるわけでありまふ。やはりこれで堤防を溢水しまして、そして堤防の破壊が外側からやられて、決壊をして水害になつたのだらうと思ふのです。郡山も同じです。

御存じのとおり私は加治川の裁判に参加したわけでありまふ。それからその後いろいろと河川の裁判が行われて、建設省の方が勝つたわけでございます。しかし、この判決を見ますと、やはり治山治水について国の責任というものを強くうたつておることは御存じのとおりでございます。河川の中に何キロにもわたるぐらゐに柳の木が堤防より高くなつておる。当時の政府の答弁を聞いてみますと、いや、その木がありますと水が緩やかに流れて結構なんですといふような答弁があつたりいたしまして、何事じやと言つて佐藤委員が突っ込んでいたが、そういうわけじやございません。こう言つておるわけでありまふ。しかし、これを除去するにも何しろ民有地があるものでございまふから容易ではありません、予算がありません、こう言つておるのです。一体どうなのですか、こういう問題については、今実際そんなに予算が足りなくて、川の中に繁茂しておる柳の木を切るだけの子算がないのですか、どうなのですか。

○陣内政府委員 河川管理上必要な措置は講じておるところでございます。ただいま先生の御指摘になりました件につきましては、これは既に答弁させていたところでありますように、流水を和らげるといふような効果もあるといふような総合的判斷のもとに現在に至つておるところでございます。

○坂上委員 水が大変たくさん流れるときもそうですか。

○陣内政府委員 流水の激しいときにそういう効果が大きいというふうな思ふわけでございます。

○坂上委員 近藤さんという人いますか。その人がこう答弁しているのです。「樹木がないことが望ましいのはもとよりでございます。ただ、吉田川におきましては他の河川におきましては、非常に民地が多く、民地内の樹木につきましては土地所有者との話し合いが必要であるといふことが第一点。それから、この樹木を伐採するについては、相当の予算が必要でございます。我々としては、堤防の高さを上げるべきか、樹木伐採に予算を回すべきか、非常に選択を問われるところで

ございますが、今回の経験にもかんがみまして、極力伐採等にも努力してまいりたい、こう言っておるのです。

どつちなですか。さっきの答弁と違います。

○陣内政府委員 たいだいま私が申し上げましたようなことも含めながら、今検討の段階でございます。

○坂上委員 この水害は去年なのです。八月二十日の答弁なのです。一年にもなろうとするのに、あなたまだ検討しているのですか。しかも、おっしゃっているように樹木伐採にそんなに予算がかかるとは思わぬわけでありまして。治山治水のこの法案の審理なんでございますが、全国の川の中に生えている樹木を切るのに一体どれくらいかかるのですか。御答弁を。

○陣内政府委員 通常そういう例は余り多うはございません。私ちよつと数値的な統計的な資料は持ち合わせておりませんので御答弁を数値の上でさせていただきますわけにはまいりませんけれども、必要なものにつきましては、その影響の度合い等の高いものから逐次改善してきているところでございます。

○坂上委員 また梅雨に入ってきて、こういう災害はもう繰り返していただきたくないということで治山治水に予算をかけ、私たちが調査をし、こつとやつて時間をかけて議論をしているわけでございます。去年の経験をいまだもって生かしてない。しかも伐採する予算がないなんという、こんなばかげたのが一体河川行政であるのですか、治山治水のあれで、伐採の金がないから繁茂させておくのかね。もう一遍お聞きしましょう。

○陣内政府委員 必要なものにつきましては適切な措置を講じてまいります。

○坂上委員 信濃川の水力発電の再開発によります問題点でございますが、水量が極めて足りないことは、もう時間がながいからやめませんが、そのことのために渡し場が六十五年になくなるわけでございます。橋をかけることが、市道でございますから市長と土地改良の協議会と協定ができています。

わけでございますが、これは六十五年までに完成する見通しになつていられるのでしょうか、お調べいただいておりますでしょうか。

○望月説明員 お話の渡船場は小千谷の細島と真血の間の渡船と理解いたしますけれども、これにつきましましては、お話のように地元の小千谷市の方から早くこの渡船施設の解消ということを求められていることは事実でございます。私もこの計画の必要性ということについて十分認識させていただいておられます。具体的には、市の方からは市町村道補助事業という格好で早く整備していただきたいという要望をいただいておりますが、私もとしましては、この橋は国道と県道を結ぶ大変大事な路線である、こういった認識に立つておりまして、早いところ事業に着手したいという考え方で現在精力的に検討しております。(坂上委員「ことしの予算はどれくらいです」と呼ぶ)まだ事業化はいたしておりませんので、早く採択の方向で検討したい、こういう現状でございます。

○坂上委員 ちよつと時間が残りましたが、以上で終わらせていただきます。準備のためうべ大変遅くなりまして、御協力ありがとうございました。

○村岡委員長 坂井弘一君。

○坂井委員 治水は国づくりの基本と云われますが、国民の生命、財産を守るといふことで確かに治山治水事業というのは大変大事な事業でございます。ただ問題は、この治山事業、治水事業が適切に行われているかどうかということだと思ひますが、一例を申し上げまして、大臣の御所見をちよつと申し上げたいと思ひます。

御案内のとおり一昨年の七月でございますが、長野市の地附山の地すべり、大きなのがございました。老人ホーム松寿荘ですか、老人が二十六人のみ込まれるという大惨事になりました。この災害には何回か予告があったと言われております。前兆があった。何回も何回も土砂崩れがありまして、逃げ出した人も随分前にあつたという事実。それから、信州大学の何人かの先生方、

教授がこういう事実を指摘しながら、今に大きな災害になるぞという警告をしておりました。ところが、県の方も積極的な対策はどうもおとりにならなかつたようです。

そこで大臣に御所見をとお願ひしましたのは、実は災害が起きますといふも災害復旧、これはほつておくわけにはいかぬわけですから災害復旧は必ずやる。しかし、どうも事前に予防的なといひますか、災害を未然に防ぐための治山治水を含めてそういう事業についてはやっておるのだけれども、それが災害予防だといふことになりましてとなかなか予算がつきづらい、そんな嫌いがあるのではないか。この先生の指摘してありますのは、数年前に水抜き工事をやつておれば惨事は免れたであらう。きのうの新聞を見ますと、ここで被災された住民の方々、これは道路建設が原因だ、つまり有料道路の設置による水系の変化でこの災害が起つたとして訴訟に及んだといふことのようにございます。

そこで、御答弁いただきたいと思ひますのは、こういう地すべり災害一つ見まして、ここに一つの行政の体質と、一方財政のあり方というのでしようか、災害が起つてからは金は出ます、だけれども未然に予防するといふ趣旨のお金はどうにもつきづらいという面があるのではないか。この辺について大臣のお考えをちよつといただいたいと思ひます。

○天野国務大臣 それはそれとおりだと思ひます。私も災害関係を二十数年間やつておるのであります。私も災害が現実に起きればいや応なしに始末をしなければいけないが、予防的措置としてといふことになりまして、何となく予算がとりにくいのはなくて、全然つかないと言つた方がいひんじやないでしょうか。今までの慣習的なやり方地震の予知問題についてやつておりますが、ああいうのはともかくも、その当時の国会の力だ、私はそう理解しているのであります。

です。ですから、予防するのに使う金はわずかで済みます。災害が起ければ膨大な金がかかるわけですから。先ほどのお話のように川の中に木が植わつていて、取るのにかかる金よりも、取らなかつたために起きた災害の結果の後始末の方が何倍もかかるだろうと私は思ひます。そういう点で、いふこの問題で私は終始一貫、与党ですから、そういう建前で縁の下力持たない議論を恐らく何千回でかかないと思ひますが、いまだ改善されておられません。ただ確実に見通しのつくものについては措置しなければいけないと思ひます。見通しのつかないものをやっていると、地震だつて大変膨大な金をかけて予知をやつていふのです。こなかつたら何と言われるのかな、相当やはりうるさいのじやないかと思ひます。そういう点で、私は完全に見通しをつけたものについてはその措置を講じたい。急傾斜地帯の対策なんかその分に入りますが、予算の獲得が非常に難しいものから、私自身いつまでもここに座つていられるわけありませんから、また党に戻りましたらこの問題について先生方の御協力を得ましたらか始末をいたしたいと思ひますので、その点御了解を願ひたいと思ひます。

○坂井委員 ぜひ積極的に取り組むをお願いしたいと思ひます。火山列島日本、地勢、地形、いろいろな面でも災害に見舞われるものから……ただ、こういう治山事業、治水事業といふことになりまして、このこと自体が何ら利益を目の前に生むものではありません。今はやりの民活だと言つてみたとして、こんなところに民間の金は流れてこない。これは挙げて財政が対応しなければならぬ。国のすべての責任、国の財政をもつて当たらなければならぬ。それだけに今大臣おっしゃるやうに、未然に防止だといふことになりまして、今災害が起つてないのだからということでもどうも後回しになりがち。今仰せになりましたが、この場合は大学の先生が何回か警告をしているという事実があるようでございますし、こつとすれば災害は未然に防げますよ、水抜き工事をやりなさいよという提案までなされたという経過

昭和六十二年五月十五日

があるようにございますので、この議論はするあれじやありません。これ以上のことを申し上げるつもりは全くありませんので、一応国の姿勢の問題として積極的なお取り組みをいただきたい、御要望を申し上げておきたいと思ひます。

そこで、今回一、二級河川の管理権の一部を市町村に移譲する、これは大変結構な措置だと思ひます。もちろん自治権の拡大ということにもつながるでありまして、流域の市町村がそれなりにその水系の中で水のよきを取り入れた多様な利用をする、河川の改修工事等も独自の市町村の考えで進められていくことによりまして、それから、それはそれで大変結構だと思ひます。ただ、先ほどからも指摘のありましたように、最近におきます補助率のカットや起債の償還等で市町村財政が大変逼迫をしておる、果たしてうまくいくのだろうか、市町村負担分の財源措置についてもどうだろうか。つまり、市町村はありがたいと思ひながらも、財政的なことを考えますといきさかこれはお金の面でうまくいくのかどうかというためらもあるのではなからうかなと思ひます。その辺はいいかがでしょうか。

○陣内政府委員 今おっしゃいましたような面もありません。思ひますが、既に昭和四十五年度から都市小川改修事業というものを実施してきております。これは、東京都政令指定都市、地方中小都市、そういうものに接続している市街地の著しい都市におきまして、緊急に河川の整備を必要とし、また整備をする能力のある行政主体において実施されてきたところでございまして、昭和四十年代から五十年代の都市化の激しい時代における都市の治水対策の推進に非常に関連してきていたところでございまして、今度はそういった改修工事のみならず、さらに河川環境面につきましても幅広くこういう制度を拡大していったらどうかということで、むしろ地方の熱意、要望を受けとめるような形で河川法の改正に取り組んでおるところでございます。

ただ、おっしゃいますように、最近の財政事情

等から地方負担につきましては相当厳しい状況が出てきておりますので、市町村に対する財政措置の充実につきましては今後とも十分努力を図つてまいりたいと思ひます。

○坂井委員 これは一部の意見だと思ひますけれども、国も財政逼迫で国の治水財源がどうも頭打ち、そこで地方自治体の方はある程度ゆとりがある、それからこの種の事業は民間資金も導入できるのではないかと。つまり、景観の保全でありますとか河川敷を使った公園でありますとか、これは利潤を生む一つの事業になり得るものですか、したがって民間資金の導入も可能になる。そういう一定の条件整備といひますか、ねらいも国にはあるのではないかなという受けとめ方もあるようございまして、これはいいかがでしょうか。

○陣内政府委員 河川につきましては、潤いと安らぎを与える、あるいは都市の中で河川固有の景観、ひいてはまた河川の文化をはぐくむというようなことで、これはすぐれて公共のために河川に親しみ、楽しんでもらいたいということございまして、そういう趣旨から今回こういう制度の拡大を図つていくところでございまして、ただ、そういうものが結果として、例えば今まで河川に対して後ろ向きに家並んでいたのが川に面するようになるとか、いろいろ地域のシンボルとしての川の位置づけが高まつて地域の活性化等につながる、民活につながるということも十分期待できる面もあると思ひます。

○坂井委員 私はこれは大賛成です。自治体もお金を出しまして、民間もお金を出しまして、そして我々の住む町の水をうまく取り入れて、潤いとかゆとりというものを地域の住民の一つの財産としていくという考え方で進められるというところについては大賛成です。それはそれで結構なんです。そのことによつて、むしろ頭打ちになつてきた国の財源、いろいろな意味での財源を補充するようなことが地方自治体あるいは民間においてなされるということならば、これも結構だろうと思ひます。かたくなことを決して考え

ているわけではございません。

ただ、もう一つ心配なことは、従来こういう河川の管理責任というものを治水という面、水害防止の面から非常に重視してきたわけです。そうしますと、各自自治体それぞれのアイデアに基づいて極めてユニークなといひますか、いろいろなことを考えて改修をおやりになるだろうと思ひますが、その場合に水害防止あるいは管理責任という上から見て心配になるような事業がなされないだろうかどうか。例えば、河川の堤防に桜の木でもずらりと植えて景観をよくする、水のせせらぎ、清らかな流れ、春は桜の風情、秋は向こうの川岸にはひとつもみじをずらりと並べてみょうか、そして公園として取り込む。ちよつと想像しますと非常にきれいな絵が実は広がるのですけれども、これは水害防止、治水、堤防の保全というところから見ますと実は極めて危険じゃないか、根が張つていつて決壊するおそれがある、そういう点から心配はないのかどうかということなんです。これはどうお考えでしょうか。

○陣内政府委員 河川の管理というのは、水系一貫管理をするというのが大前提でございまして、そのために一級水系におきましては建設大臣、二級水系におきましては都道府県知事が管理いたしております。この管理責任というものは今度の法改正においてもそのままでございまして、市町村が河川事業に参加できる分野というのはそういう河川の水系一貫管理に影響のないような形で参加していただくということでございまして、市町村長が河川改良の工事をしようとする場合には、都道府県知事にその協議をして、そういうおそれがないかどうかを確認した上で承認し実施していただくということでございます。

なお、川というものは植樹によつて非常に彩りがよくなつてまいります。その辺につきましましては植樹基準というものが別途ございまして、そういう基準に従つてその許される範囲内で利用していただくというような形になり、河川の管理上支障のないような形がとれるものと考えております。

す。

○坂井委員 河川を改修して、そして堤防等を多目的に活用利用する、例えば堤防兼用道路、こんなものもやっぱり入つてくるわけですか。

○陣内政府委員 今回市町村参加による河川事業を行うおとす中にそういうものが積極的に入つてくるかどうかについては、ちよつとそうはいないんじゃないかと思ひますけれども、一般論をいたしまして、河川の堤防を兼用道路として利用する場合もございまして、ただ、その場合におきましても、河川の本来持つております環境を損なわれないような形あるいは通常の河川管理に支障のないような形で兼用道路の許可ということに相なるうかと思ひます。

○坂井委員 昭和六十一年の建設白書、「当面の整備目標に比べてすら整備が不十分である現状では、災害が発生する可能性が大きい、たとえ、それが達成されたとしてもその対象とする洪水を上回る洪水が発生する可能性は否定できない。」という述べているわけでありまして。治水対策、政策というものをうんとしっかりとやっていきたいと思います、水源の保護あるいは防災調節池、あるいは遊水池、そういう建設等々総合的に組み合わせ、非常に科学的な本格的な治水対策というものを考えの中に入れてこれから取り組んでいきたいと思います、従来の治水対策、治山対策事業の延長線上の考えでは、ちよつと、冒頭申しましたような未然防止といひますか、そういう積極的な意味合いというものを持たすことはできないのではないかなというような危惧を実はこの建設白書が非常に正直に指摘をしておりますので、それも感じまして、これもひとつ大臣に御決意、積極的なお取り組みのほどをお聞かせいただければ大変ありがたいと思ひます。

○天野国務大臣 河川敷あるいは堤防等の利用は、これはあいてるものですか。どこまでもいろいろ地域住民の要望があるわけございまして、今言つたとおり、最悪の状態の完全予防を図るという意味で金をかけてつくつてあるわけですか

ら、その目的に反しない段階においてはある程度
の利用も可能性はあると思うのでありますが、
やっぱ根本的にはその点と十二分に関連してや
るべきじゃないかと思ひますし、私は東京都内の
大きな河川、荒川とか大きな河川がありますか
ら、その河川の堤防というだけではなくて、河川
の堤防の上に大きな道路をつくれれば簡単にいける
んじゃないかなという感じもいたしてあります
が、いろいろな問題で積極的に使用することが国
家社会のために利益になるということであるとす
れば、私はやはりある程度のことではある必要が
あるんじゃないかと思ひますが、これは十二分に
検討をいたしてみます。

○坂井委員 備えあれば憂いなしと言われるわ
けであります。不幸にして災害が起こった場合の
措置でございますが、災害情報の伝達網でありま
すとか、それからまさかのときに避難する場所の
問題、安全な避難路の設定の問題、それからそう
したときの応急の防災工事に地域の方々の御協力
を得て取り組むとかそういう体制の問題でありま
すとか、そうした面についても全国的にこれはど
ういうふうなことになるのでしょうか。よくわか
らないままにお尋ねをしておるのですが、一度総
点検といひますかをされたらどうかという提案な
んです。実は何か起こりますと、急にそこで何か
起こったんだ、いやそうじゃなくてこれは人災
だ、いやいや天災だ、とんでもない人災だ、大体
人災ということになるケースが多いようござい
ます。ですから、一回全国的にそういう点につい
ても総点検をおやりになったらいかがだろうか
という提案でございます。

○陣内政府委員 洪水とか高潮による被害を軽減
するという意味では、まず治水施設の整備、つま
りハードの整備が大事でございますし、一方で
情報、避難、そういったソフト面での体制の強化
というの也非常に重要なことだと考えておりま
す。したがって私どもは、まず情報の収集の
面につきましては雨量、水位その他いろいろな情
報を観測、分析するようなシステムを持つており

ますし、また、これを先ごろ設立いたしました河
川情報センターによりまして高度に処理し、わか
りやすく一般の地方自治体にもこれを流すとい
うような形で、災害に備えた情報の有効活用面に心
がけておるところでございます。

また、治水におきましては水防というものが非常
に大事でございます。これは水防団あるいは消防
団によりましてそれぞれ地先のところで守つてい
ただいておりますけれども、最近の高齢化の時代
あるいはその他の理由によりまして水防体制とい
うのが次第に弱体化している。これをいかにして
強化するかということで、水防に関するPRにも
努め、また技術の訓練等のための演習も積極的に
実施しておりますし、またこういう方々に出水
期を前にしまして河川の点検を河川管理者ととも
にやっていたかというふうなことで、できるだ
けの措置は講じておるところでございます。

その他土石流災害とかあるいは火山泥流等につ
きまして、これはやはり人身災害につながるお
それの非常に大きな災害でございますので、やは
り避難、誘導というふうな、こういうソフト面の
体制の強化が必要であるということで、そういう
点につきましても制度の拡充強化を図つてきてい
るところでございます。

○坂井委員 今提案申し上げたのも、昨年の十月
のあの台風のとき随分情報センターに問い合わせ
が殺到した。雨量はどうなのか、水位はどうなの
かというふうな等々、大変な問い合わせがあ
つて一時的に麻痺したというふうな、それぐら
いやはりそういうときには情報を知りたい、そう
いう意識が住民には非常に強い。でありますか
ら、今のようないことを積極的に総点検をして災害
に備えるということの必要性があるんじゃないか
と思ひまして、提案、お尋ねをしたような次第で
ございます。

なお、同じように、浸水予想図をつくつたらど
うかとか、あるいはこれは一部つくつていてとこ
ろもあるようですね。自分の住んでいる土地がど
の程度危険なのかというか、水害のときに堤防が

決壊して浸水の心配はというようなことを考えま
す。どの程度危険なのか住民が前もって知つて
おく、そういう必要もないではない。そのために
洪水を想定した浸水予想図というものを全国的に
整備してみようかという提案でございます。

○陣内政府委員 最近、都市化の著しいところ
におきましては、特に新しい方がそこに住みつく
というふうなことで過去の災害についての知識がな
いというふうな事態も多々ございまして、そう
いった場合には避難あるいは水害に対する備え等
が十分でないということで被害を大きくするとい
うようなおそれもございまして、そういうことで
私も少しは、まず浸水の実績、これは比
較的容易にそういう実績を調査してまとめること
ができますので、こういう浸水実績の公表という
ものを進めてきております。

一方、さらに今後浸水の予想についてもそのよ
うな必要があるのではないかとしようなお話を
河川審議会の方からいただいたておりまして、私
どももそれについて検討した結果、ただいま新河
岸川について浸水予想図を公表したところでござ
います。今後いろいろな調査研究を進めまして、
他の河川についてもできるだけそういうふうな取
り組みをしてまいりたいと考えているところでご
ざいます。

○坂井委員 お答えいただきましたので結構で
す。できるだけ全国的にこれを進めていっていただ
きたいと思ひます。ただ、反対も強いところ
があるでしょう。ここが浸水するところかなん
というふうなことになるかと、不動産屋さん
とか、いろいろな意味でなかなか難しい問題もある
ようございまして。ただ、人命、これは一番大
事にしなければならぬ問題でありますし、災害、
水害が起こつて人命が失われた後でというのでは
何にもならないものですから、あえて積極的な意
味でそういう御提案を申し上げたような次第で
ございます。

本会議の時間が迫つてきておるようございま

すので、これで終わらせていただきます。ありが
とうございました。

○村岡委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十一時四十三分休憩

午後一時開議

○村岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。伊藤英成君。
○伊藤(英)委員 洪水の問題についてお伺いし
たいのです。

今ちょうど東日本でも洪水の問題が深刻になつ
ておりますけれども、去年も中部地方で、木曾川
の関係で洪水で大変だったのですが、その現況並
びに対処の状況についてお伺いします。

○陣内政府委員 ただいま先生おっしゃいました
ように、昨年の洪水は、台風が一つも本土に上陸
しなかつたというふうな特別な事情もございま
して、八月以降東海、近畿を中心に雨が非常に少
なくて、秋から冬にかけてまして木曾川、淀川が洪水
に見舞われたのでございます。特に木曾川は、牧
尾ダムが空になるなど近年まれに見るような洪水
で、節水の状況も、最大で農水では三〇％から四
〇％、上水で二〇％、工業用水でこれまた三〇％か
ら四〇％という大幅な節水を強いられたのでござ
います。この洪水は、本年の一月末をもつて幸
い終わつたわけでございます。

また最近、この四月に異常に雨が少なく、特
に関東内陸から東北部にかけては平年の二
割にも満たないという地区がございまして、水道
用水の取水が困難となつたり、あるいは田植えに
支障を来すなどの地域が出てまいつております。
しかしこれも、幸い十三日から十四日にかけての
降雨で現在は小康状態を保っております。

昨年発生しました洪水では、中部地方建設局、
近畿地方建設局に洪水対策本部を置きましたし、
またこれを受けて建設本省にも洪水対策本部を設
置いたしました。それから、洪水の発生したそれ

昭和六十二年五月十五日

その河川で治水調整協議会等を開催いたしまして、節水の強化、地区内の水の有効利用を要請するとともに、水質の監視体制の強化や、水質障害を未然に防止するための排水者への協力要請等を実施してまいりました。

今年の治水でも、東北地方建設局、関東地方建設局にそれぞれ治水対策本部を設置し、本省におきましても五月の十二日に治水対策本部を設置したところでございます。また、那珂川など治水の発生している河川においては、節水の強化やPR、緊急非常連絡体制の整備、水質監視体制の強化、水質汚濁防止の呼びかけ等を実施しているところでございます。

○伊藤(英)委員 今のようないわゆる対症療法的な対策だけではなくて、地域の発展の基盤を整備するという視点でも長期的な展望に立った対策を実施していかなければならぬ、こういうふうに思いますけれども、どうですか。

そしてまた、第七次治水事業五カ年計画においてどういう方針で整備を進めるつもりでございませうか。

○陣内政府委員 昭和五十九年、それから昨年、今年と全国的な治水が頻発しております。この原因は、異常気象による雨の少ないこと、それからダム等の水資源開発施設の建設に非常に長い期間を要するようになったこと、それから、水需要の構造そのものも若干変化しておりますし、不安定取水等がまだ解消されずにそのまま残っているというふうないろいろの理由が挙げられると思います。また、これまでの傾向から推測いたしますと、今後とも都市用水の需要を中心にして水需要はふえていくというふうに私も見届けております。

したがって、建設省では、これらの水需要の増大や不安定取水を解消すること等を旨として、水資源開発を今後とも長期的観点に立ちまわして積極的に進めていくべきであると考えております。

現在存在する不安定取水量を考慮しまして、昭

和七十五年において全体としておおむね水需給のバランスをとるということを目指しまして、このたびの第七次治水事業五カ年計画におきましては、計画期間内にダム等の水資源開発施設の建設を計画的に進めてまいりたいと考えております。

○伊藤(英)委員 今までの実施状況を見ても、さらに財源の状況等も考えるとなかなか大変だと思えますけれども、ぜひよろしく願います。

それから、今のお話に関連して、木曾川水系における水資源の開発の状況はどうなっているか、お伺いします。

○陣内政府委員 建設省の所管します木曾川水系における主要な水資源開発につきましては、木曾川水系における水資源開発基本計画に基づきまして、阿木川ダム、味増川ダム、徳山ダム及び長良川河口せきなどの四ダムを水資源開発公団の事業として実施しております。

その進み具合でございますが、まず阿木川ダム及び味増川ダムにつきましては、用地補償費の支払いも終わりました。現在ダム本体の工事中でございます。徳山ダムは、昭和五十八年度に用地補償費が妥結し、現在補償費の支払い及び道路工事等を実施しております。長良川河口せきは、現在まで漏水対策工事等を実施する一方、漁業補償等の交渉を鋭意進めておるところでございます。

これらのほか、建設省の所管事業といたしまして、直轄事業では丸山ダムの再開発事業、木曾川導水事業を実施しておりますが、現在、それぞれ事業初期の段階であり、関係者と調整を行っております。

木曾川水系の水資源開発というのは名古屋圏の発展に重要でありますので、今後とも鋭意これらの事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

○伊藤(英)委員 次に、河川の整備の問題についてお伺いいたします。

河川の整備は、地域の活性化、都市の発展のため、整備づくりという視点に立つて、都市施設整備と歩調を合わせて実施していくべきであるというふうな考えますけれども、どうでございませうか。そしてまた、河川整備の現状、それから、第七次治水事業五カ年計画における整備方針についてお伺いをいたします。

○陣内政府委員 河川の整備というのは、地域づくり、町づくりを図り、生活産業基盤を整備するという意味で大変重要な事業でございますので、この事業を進めるに当たりましては、都市施設の整備と十分調整を図りながら、歩調を合わせながら進んでまいりたいと考えております。

昭和六十一年度末の河川の整備状況でございますが、大河川につきましては、当面の目標でございますが、戦後最大洪水によるはんらん被害の防止に對しまして五七％、それから中小河川におきましては、当面の目標であります時間雨量五十ミリの降雨に対する浸水の防止に對しまして二八％、このうち都市河川につきましては四八％というふうにより進捗が高いわけでございます。

これに對しまして第七次治水事業五カ年計画におきましては、これらについて計画的な整備を進めることとしておりまして、この五カ年計画が終了いたします昭和六十六年度末におきましては、大河川については約六二％、中小河川については三五％、そのうち都市河川については約六一％を目途に整備水準を高めるよう、安全で活力ある国土基盤の形成に向けて積極的に治水事業を推進してまいりたいと考えております。

○伊藤(英)委員 都市の中における河川については、都市河川は住民に安らぎを与える貴重な空間であると思うわけでありますけれども、そうした意味で、都市河川の整備の方針についてお伺いします。

○陣内政府委員 都市河川の大事な役割の一つとして、ただいま先生のおっしゃいましたように潤いと安らぎを与える大事な機能がございまして、人口の稠密した都市におきましては、最近身の回りに緑が少なくなった、あるいはオーブンスペースが少なくなったということで、かわって河川にこ

ういうニーズが求められるようになってきたのも事実でございます。

このため、昭和六十二年を初年度とする第七次治水事業五カ年計画におきましては、「うるおいとふれあいのある水辺環境の形成」というのを三つの主要課題の一つといたしまして計画を策定する方針でございます。この点に十分配慮しまして都市河川の整備を推進してまいります所存でございます。

○伊藤(英)委員 次に、浸水に対する災害防止についてお伺いしますけれども、この間の防災白書に、去年の八月の阿武隈川水系の洪水で郡山市の中央工業団地が浸水したケースが取り上げられております。その中に出ておりますのは、たしか三百十六億円の被害があった、そしてそのために工場も長期間稼働することができなかつたという状況が書いてありました。こうした災害に對して、過去の浸水の歴史等を調べて、例えばコンピュータ等を二階に置けばかなり対策ができて被害も少なかつたのではないかとというような御指摘などがしてあるわけであります。

建設省が新河川流域浸水予想区域というのを公表しておりますけれども、こういうものを今後発表して有効活用を促進に努めてはどうかと思いますが、いかがでございませうか。

○陣内政府委員 浸水被害を軽減するという上から、浸水の可能性のある区域に住んでいる人たちがよく自分たちの治水上の事情を知っていたらというところは、大変大事なことでございまして、公表するということに力を入れて、これまでに二百七十数河川についてそういう公表を行ってきたところでございますが、さらに一歩進めまして、浸水予想区域の公表を行うということ、お話しにございましたように新河川について先ごろ公表を行ったところでございます。

これにつきましては、いろいろとこの公表について問題点等もあろうかというところで、私も慎重に取り組んできたわけでございますが、現

在のところ、非常に評価をしていただいているというふうには見えておりまして、今後こういった公表につきまして、できることから前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○伊藤(英)委員 最後になりましたけれども、森林の火災についてお伺いしたいのです。

ついこの間も、私の地元近くの大きな火災がありました。これはいろいろな要因があると思うのですが、国民のこうしたいわゆる公共物の利用のモラルの向上という大きな問題も大きな問題なのかもしれません。それから、白書等で見ますと、林野火災の約七〇％くらいがたき火やたばこの火の不用意な取り扱い、そういうものによるというようなことも出ております。

そういうことで、最近の大規模な山林火災の発生にかんがみて、利用者等の不用意な火の取り扱いということ等も懸念されるわけでありましてけれども、そうした状況を踏まえて、管理体制と言っているのか、適当な表現が見つかりませんけれども、どういふことをこれからやろうとするのか、お伺いをいたします。

○松田(豊)政府委員 お答えを申し上げます。

先生御指摘のように、これは、異常気象の関係もございまして、一月以降、十ヘクタール以上消失した山林火災が四十七件、三千三百ヘクタールに上っております。例年、過去五年間の平均では三百ヘクタールぐらいの山林の火事がございますので、既に五月におきまして年平均を上回っているといったような異常な事態が出ているわけでありまして。

先生御指摘のように、山林火災の原因の大半は、たき火、たばこあるいは子供の火遊びといったようなことであり、また、最近山林への入り込み者が多くなっているといった傾向の中で、火を出さないための予防対策を推進することが最も肝要ではないか、このように考えているところでございます。

このため、林野庁といたしましては、森林保全巡視員の配置、ポスター、宣伝車などによりまして

入山者に対しまして注意を喚起するなど防火思想の啓蒙普及を行い、山火事の未然防止に努めているところであります。また、不幸にいたしまして一たん火災が発生した場合におきまして、最小限に食い止めるための防火器具の配備や防火線の整備などの予防対策も実施しているところであります。今後とも林野火災防止に努めてまいりたいと考えております。

○伊藤(英)委員 森林を育てるのは大変なことでありまして、期間も長くかかるわけでありましてけれども、しかし、それを一瞬にしていうか、一時にあつという間に失うということは大変な被害を与えるわけですね。そういう意味で、これから強力に推進をしていただくことをお願いをして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

○村岡委員長 辻第一君。

○辻(第)委員 私に与えられた時間は十分でございますので、できるだけ御答弁は簡明にお願いしたいということをまずお願いをして、質問に入ります。

河川法の一部改正についてであります。今回の改正で、一定の要件を満たせば市町村長がみずから河川工事、河川維持を行うことができるということになるようでありまして、これは、市町村長みずからやりたいと希望している場合である、このように理解をするわけでありまして、都道府県が市町村に事業をやれと押しつけるようなことがあつてはならない、このように思います。

それからもう一点、財政事情等でみずからやれない市町村も少なくないと思うわけでありまして、その場合は、従来どおり必要なものは県がきちんとやるべきである。今回の改正を機に都道府県が手を抜くというようなことがあつてはならない。そのようなことがないように十分注意を払っていただきたい、このように考えるわけでありまして、この二点について明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○陣内政府委員 今回の河川法の改正によりまして

て、市町村長は、その市町村の行財政能力、それから河川の状況等にかんがみまして実施の必要性、可能性等をみずから十分に判断した上で、都道府県知事と協議して河川工事あるいはまた河川の維持を行うことができるというふうにしておるわけでございます。このように今回の改正というのはあくまでも市町村長の側の発意を前提としたものでありますので、河川管理における都道府県の責任を市町村に押しつけるものではないとさせていただきます。したがって、市町村の財政事情その他によりましてこういう発意に基づく河川工事ないしは維持ができないようなものについては、従来の河川管理者であります都道府県知事が従来どおり対応に努めてまいるところになるわけでございます。

○辻(第)委員 次に、治水対策でお尋ねをいたします。

まず初めに、私は昭和五十七年八月に災害対策特別委員会、五十八年三月に予算委員会の分科会で、昭和五十七年八月の豪雨による大和川の洪水問題を取り上げました。そして総合的な治水対策の確立を求めました。現在のこの大和川の総合的な治水対策の進捗状況はどうなつておるのか、お尋ねをいたします。

○陣内政府委員 大和川の流域というのは、大阪に近い等の理由もございまして、近年非常に急速なスピードで都市化あるいは地域開発が進んでおるわけでございまして、これに対応した治水施設の整備をより重点的に実施する必要があるというようなことから、治水施設の整備、それから流域における保水、遊水機能の確保、適切な土地利用の誘導、こういったものを総合的に行うための総合治水対策特定河川にこの大和川を指定しまして、現在それに基づく対策を進めている段階でございます。

既に昭和五十八年には建設省並びに奈良県、関係市町村から成る大和川流域総合治水対策協議会を発足いたしました。六十七年七月に流域整備計画を策定いたしました。現在は、この計画に基づき

まして、治水対策と流域対策の二本の柱につきまして、期間はおおむね十年間を目標として事業の実施に取り組んだところでございます。

この治水対策としては、当面の目標は、大和川はおおむね十年に一回程度の雨を対象として改修することとしたしております。また流域対策につきましては、保水機能の積極的な保全と適正な土地利用を基本方針として取り組んでおるところでございます。昭和六十一年度におきましては、本川及び支川の改修並びに遊水地の整備を進めるとともに、ため池の改修や流域貯留施設の整備を実施してまいりました。

大和川総合治水対策というのは緒についたばかりでございますので、今後、流域総合治水対策協議会及び関係住民の御理解と御協力を得ながらこの推進に努めてまいるところでございます。

○辻(第)委員 建設省や県その他関係の二十五市町村で総合治水対策協議会をつくられるなど、大変な御努力をいただいているということでありまして。しかし私も、あの水害のときにいろいろと調査をし勉強いたしましたその原因を究明し、総合的な科学的な治水対策というものを一つの冊子にまとめるなど努力してきたわけでありまして、奈良県というのは全国有数の人口急増地域でありまして、どんどんと開発が進められ宅地化されるというところは、山や森やあるいは田んぼ、こういうところが失われていくということでありまして。

昭和三十年に奈良県の大和川流域では人口が五十五万であつたわけでありまして、昭和五十五年には約百万になりました。市街化地域の割合は、昭和三十年には四・六％だったのが五十四年には二〇・一％になりました。六十年では人口、それから市街化の割合はどれくらいなのか。それから今後わかれば六十五年、七十年はどのように予測をされておるのか、近い数字でも結構です。でお答えをいただきたいと思ひます。

○陣内政府委員 私どもが流域整備計画をつくるに当たりまして想定した数でございますが、現況としましては六十年ではなくて五十六年のデータ

昭和六十二年五月十五日

でございしますが、この時点では約二三%の市街化率でございました。これがおおむね十年後の七十年には約三〇%程度に市街化率が高まるであろうというふうに見込んでおるわけでございます。

○辻(第)委員 まだこれからもどんどん人口がふえ、宅地化され、市街化の地域がふえていくというところであります。しかも奈良県の地形、大和川のはなは、扇のかなめのところから、湊谷というのですか峡谷というのですか通って大阪へ流れていきますね。そこに亀ノ瀬というところが御存じのようにあって、そこが全国有数の地すべり地帯ということとでさわれないということですね。ですから、そこがところが大和川のいわゆるネックになり、もう一つはそこを掘削できないというところがネックになる、こういう状況であります。ですから、こういうふうにとんとんと宅地化が進んで、開発が進んで、そのための保水機能が非常に低下しておるといことが今度の水害の大きな原因の一つであったというふうに思っています。もちろん山治治水対策の長期にわたるおくれというものがその根底にあったということは言うまでもないと思うわけですが、そういう点でこの保水能力を十分確保していくということが非常に重要であります。

そういう点で、これまで貯留施設あるいはいろいろやっていただいたのですが、どの程度にやられたのか、貯留能力がどれくらいなのかお尋ねをしたいと思います。

○陣内政府委員 大和川流域は、急速な都市化によりまして治水の安全度というのは総体的に低下しているわけでございまして、これを補うために、抜本的な亀ノ瀬の地すべり対策の推進によりまして、あの地区における河道の流下能力の増大、それからまた、それを受けとめる大阪府内における大和川下流本川の治水対策の推進、こういうものを整えながら上流における排水能力の増大を図っていくということでございしますが、何しろ急速な都市化に対応した治水対策としては、先生御指摘のような流域内において保水遊水機能

を確保していくということが当面一番大きな重要な施策だろうと考えております。そのために、幸い大和盆地にはため池等がたくさんございまして、この保持を図るために特定保水池整備事業を実施しておりますし、それから公共公益施設での雨水貯留施設の整備等を進めております。

その進捗の程度でございしますが、六十一年度までに特定保水池としては一カ所、それから流域貯留浸透施設としては五カ所を実施しているわけでございします。ただ、これによって具体的にどの程度の治水効果、つまり洪水調節能力が出たかについては、現在数字の上では把握しておりません。

○辻(第)委員 建設省の六十年七月の「大和川流域整備計画」にも治水対策あるいは流域対策ということで述べられているわけですが、その流域対策の中に「市街化調整区域を極力保持することにより、市街地の無秩序な拡大を抑制する。」という項目がありますし、「保水機能の役割を有している森林・緑地等の自然地を積極的に保全する。」というふうなこともあるわけでありまして、先ほどお話がありました貯留施設の問題も当然述べられているわけですが、こういう点、ほとんど市街化されていく、こういうふうなきれいなところはなしに乱開発に近いようなものもたくさんあるわけでありまして、そのことは治水大変重大な問題を含んでいる。このことに対する規制というものは、適切な対応といましようか、そういうものももっと必要ではないかということでもあります。

それから、保水機能の役割であります。森林・緑地」と書いてあるわけですが、ことに治水という問題では山治というものが古今東西非常に根本的な問題ではないかというところであります。それで奈良県の現状を見てまいりますと、現実として森林の保水機能が今ほとんど低下している現状ではないかというふうに私は思うわけでありまして、

きょうは林野庁にもお見えいただいているわけでありまして、私の印象では森林の保水機能はま

だまだ低下をしいていっているのではないかと、こういうことが一つですね。それから、このような状態から逆に保水能力が高まるめがいつごろになるのか、いつごろからこれが変わってくるのか。大変難しいことかも知れませんが、その辺のことについて簡明にお答えをいただきたい。印象的でも結構でございます。

○松田(第)政府委員 森林の持ちます洪水調節機能あるいは貯水機能は、健全な森林をつくることによりまして土壌の膨軟性といいますが、スポンジ状の状況と言っているわけですが、それを高めまして降水量等の浸透能を高めますというところが一番基本ではないかと、このように考えております。したがって、健全な森林の造成を図るために、森林計画制度の確かな運用によりましてその機能を高めることに努めているところでございします。また、流域保全上重要な森林につきましては、保安林に指定をいたしまして計画的な治山事業の実施あるいは造林事業の推進、さらには森林開発公団によりまして水源林造成事業等も進めているところでございします。

また、今回御審議いただいております第七次治山事業五年計画におきまして、荒廃地の復旧整備とあわせて保水機能の高い復旧林の造成等を総合的に行います水源地域緊急整備事業を新たに実施いたしまして、水源涵養機能の充実強化を図ることといたしております。

今後とも、森林計画制度また保安林制度の確かな運用によりまして活力ある森林造成を図り、水源涵養機能の向上に努めてまいりたい、このように考えております。

○辻(第)委員 いろいろ説明、御答弁をいただいたわけですが、現状は、私もこの五月七日に明日香村と高取町の国有林をちょっと見せていただいたのですが、まず間伐がやられていないですね。本間に山が荒れているというものが正直申しまして私の印象であります。国有林ばかり。民有林も、大変な努力をされておりましたも間伐を初めいろいろと山が荒れつつあるというのが現状

であります。ということは、やはり保水能力が低下をしているのではないかと。いろいろなほかの対応があつても、全体として保水能力が低下しているのではないかとこのように思うわけでありまして、

そこで、河川局長にお尋ねしたいのですが、治山ということは本間に総合治水対策の重要な問題であります。農水省との連絡といましようか関係といましようか、いかがなものでしょうか。

○陣内政府委員 大和川の総合治水対策を進めるに当たりましては、県の企画部あるいは県の農林部局を含めた関係機関の協議会をつくっております。ここにおきまして流域における森林、緑地等の積極的な保全の対策等を盛り込んだ整備計画をつくっております。したがって、今後、そういう計画に基づいて所期の目的が達成されるよう相互に連絡調整を密にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○辻(第)委員 県の機関とはそういう一定の協議ができる状況にあるようでありまして、農水省直接との関係はないと私は考えておるわけでありまして、そういう点で本間に総合的な本格的な治水対策をいいうことで見てまいりますと、大変御努力をいただいているのはよくわかるわけですが、まだまだ改善をしなければならぬ点があるのではないかと私は思うわけでありまして、あの水害のことを今思い起こしますと、何としても二度と再びああいうことがあつてはならない、本間に悲惨な状態、たくさん犠牲者も出たわけでありまして、そういう点で本間に総合的な対応をとっていただきたい。

さらに申し上げますと、例えば建設省でも、皆さん方は治水ということで御努力をいただいておりますが、建設省の中には治水と相反するような開発を主にするような部局もあるということでありまして、その辺のところは非常に難しいところがあるうと思ひます。また、地方自治体でも、奈良県もいろいろ御努力をいただいている中で、昔か

らいわゆる遊水地的な働きをするところがあるのです。大和川から少し入りました支流に属するところであり、古来からの堤防に高低をつくって、大水が出ればあふれて、そこが低地であり、遊水機能を持つところがあるのです。そういうところが、食肉流通センターをつくるということが既に住民の願いを踏みにじってやられるようなこともあるわけであり、そういう点、私の県の見識を疑うわけであり、そういうこともやられております。

それから、今申し上げましたように治山という問題、山を守るということは治水の根本的な問題であり、農水省ともっと緊密な関係を持つてコンタクトをしていただいて、十分な対応をしていただきたい。これは言うはやすし現実は難しい問題もあるわけであり、しかし、もつと連絡を密にしてやっていただきたい、こういうふうな考えるわけであり、長期的な視野を含めて総合的な治水対策をやっていただきたいと強く要望をして、質問を終わりたいと思います。

○村岡委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○村岡委員長 この際、本案に対し、平沼超夫君から修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。平沼超夫君。

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○平沼委員 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申

し上げます。
案文は、お手元に配付してあります。御承知のとおり政府原案では、この法律は昭和六十二年四月一日から施行することとしたしておりますが、現在既にその期日を経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改めるものであります。

以上で修正案の趣旨説明を終わります。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○村岡委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○村岡委員長 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。別な討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案並びに平沼超夫君提出の修正案について採決をいたします。

まず、平沼超夫君提出の修正案について採決をいたします。

〔賛成者起立〕
○村岡委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○村岡委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○村岡委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、森田一君外四名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出され

ております。
提出者より趣旨の説明を求めます。森田一君。
○森田（一）委員 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれては十分御承知のところであり、この際案文の朗読をもって趣旨の説明にかえます。

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進するため、新治山事業五箇年計画及び新治水事業五箇年計画の完全達成に努めるとともに、五箇年計画の三年後の見直しの検討に当たっては、整備の進捗状況等を勘案し、事業費の拡大に努めること。

一 治水事業においては、近年多発する災害に対処するため、災害復旧等に万全を期するとともに、事業の計画的な実施に努めること。

一 近年における河川流域の開発、土地利用の高度化にかんがみ、都市河川等の整備を進めるとともに、地域行政との調和を図りつつ、河川環境の改善、河川空間の適正利用等の推進に努めること。

今後増大が見込まれる水需要に対応し、渇水の恒常的発生に対処するため、水源地域対策事業を通じて山村地域の活性化に配慮しつつ、水資源の開発の積極的な推進に努めること。

一 近年において森林の公益的機能に対する国民の要請の多様化、高度化に対応するため、

治山事業及び治水事業の緊密な連携を維持しつつ、治山事業による森林整備の積極的な推進に努めること。
一 都市河川が、流域住民にとって貴重な公共空間であることにかんがみ、市町村長の行う河川工事等に係る整備計画について住民の意向を尊重するよう努めること。
一 市町村長の行う河川工事及び河川の維持に要する費用について、市町村に対する財政措置の充実を図ること。

以上であります。委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○村岡委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○村岡委員長 起立総員。よって、森田一君外四名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。天野建設大臣。

○天野国務大臣 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって議決をされましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十二分に尊重してまいり所存でございます。

ここに委員長を始め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。（拍手）

○村岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村岡委員長 次に、内閣提出、民間都市開発の推進に関する特別措置法案を議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三野優美君。

○三野委員 ただいまから若干質問させていただきます。この法律、措置法は、地方都市を中心として開発するということになっているわけですね。これは言うまでもありませんが、今大都市中心に開発が進み、特に東京などは集中的な、洪水的な開発が進んでいる。それに比べて、この狭い日本列島が地方においては非常に過疎化が進み、経済的な停滞というものがあつた。そういう意味で地方中心ということなんだろうと思いますが、これから運用する際の地方中心ということについての大臣の見解をまず最初にお聞きしておきたいと思ひます。

○天野國務大臣 地方都市における民間都市開発事業の推進は、現下の急務である内需の振興、地域経済の活性化のため緊急の課題であります。今回御審議をお願いしている法律案の成立を受けて、民間都市開発推進機構を中心に民間都市開発の積極的な推進を図つてまいりたいと思つております。

○三野委員 さて、地方都市を中心というのでありますが、今この法律で明記されておらないので

ありまして、恐らく政省令で規定するだろうと思ふのでありますが、いわば大都市を除くという場合のその大都市というものは、どの範囲をお考えになつておられるのか、それについて聞いておきたいと思ひます。

○北村(廣)政府委員 東京、大阪、名古屋の中心部を考えております。

○三野委員 東京、大阪、名古屋の三大都市の中心部と言われたのでありますが、その中心部というよりも、むしろ周辺も含めて今開発が急速に進みつつあると私は思ふのであります。中心部とあつた言われたのでありますが、その中心部とはどこを指すのでしょうか。中心部を中心としてその周辺というものを除くということをお考えのべきだと私は思ふのでありますが、どうでしょう。

○北村(廣)政府委員 これは政令にゆだねられる事項ではございますが、政令の中身としてたゞいま私どもが考えておりますのは、東京の場合は二十三区、大阪、名古屋の場合は旧市街地というようなことを考えております。

なぜこういう形で大都市部のしかも中心地区に絞つておられるのかという点について続けてお答えしたいと思ふわけでございますが、この制度の目的というのは地方振興という大きな柱が一つあるわけでございますが、もう一つ大きな柱といたしまして、やはり東京一点集中型、これは近ごろ非常に大きな傾向があらわれておりました、種々弊害を現実にもたらしておられるわけでございます。その一つのあらわれが特に東京中心部、具体的に申しますと東京中心部の千代田、中央、港三区を中心といたします土地の急騰でございます。これによりまして地上げ屋の横行等のさまざまな弊害等があらわれておられるわけでございますが、これを是正するには単に地方都市を振興しただけでは間に合いません。やはり大都市中心部、特に都心三区がきりのように突出いたしまして土地の高騰等の元凶になつておられる。そのためには、その分散を大都市圏の内部でも図つていかなくやならぬ。そのためには例えば、一つはダサイタマ

と言われておりますような現状、大人口を抱えておりながらやはり都市的機能の充実が低いという埼玉県、あるいは千葉県、神奈川県等におきましてもややそういう傾向が見られるわけでございますので、その辺をてこ入れいたしまして、まず例えば諸悪の根源と言われております東京中心部の地価高騰あるいは事務所のオフィス不足、そういうものを抑えていこう、こういうたものも一つございまして、その両方相まちましてこの機構によつて対処していききたい、こういう考え方でござい

○三野委員 私の質問が下手なものですから答弁の方が長過ぎて、詰めて議論できませんので、質問だけに答えていただきたいと思います。

今の局長の答弁を聞いておりました、それは千代田、港を含めては都心部の地価高騰をさらに拡大するような、東京周辺に拡大するような考え方になつていくわけなのです。むしろそうじゃなしに、先ほど私が大臣に見解を求めたように、いわば大都市中心で今開発が進んでいる、それは同時に地価高騰にもはね返つておられるのでありますが、むしろ地方中心という形の中でこの法律というのは推進されるべきだと思ふのであります。それがあなたが言われるように、東京都内でも特に中心部を除いて、あるいは三区ぐらゐを除いてその周辺ということになると、そこにさらに開発を引き寄せるような法律を制定することによつて三区中心の地価高騰あるいは東京中心のこれが拡大をされていく、こういうことになると思ふのであります。私はこの法律の趣旨に反すると思ふのであります。その点についてもう一遍お答えしていただきます。

続いて、こればかりやつてもいけませんから、もう一つついでに答えてもらいたいと思ふのですが、私の見解についてあなたは、それは間違いない間違ひでどこ間違ひかということをお示ししてもらいたいと思ふのです。それだと、あなたの言つておられることをやっていたらやはり東京、大阪、名古屋中心のその周辺の開発に集中するに決

まつておられるわけですよ。これは民間資本がやるわけですからね、そこに集中するに決まつておられる。やはり利益中心に考えるわけですから。そのところが私は見解が少し違ふので、ほかの地方から出ている議員の皆さんも恐らくそうだろうと思ふ。この点については、私の間違つておられるところをひとつ指摘してもらいたいと思ふのです。

それから、この法律の中に「公共施設」という言葉を使つておられるのでありますが、こゝで言う公共施設という場合に、私的な資本が有料で行う事業も含めて公共施設と言つておられるのであります。そういう場合に公共施設という呼称の法的な根拠、そしてその公共施設の範囲というものはどこを、何を指すのでしょうか。これをちよつとお伺ひしたい。

○北村(廣)政府委員 まず第一の点でございます。この制度の基本的目的は、やはり根本的には地方振興、国土の均衡ある発展でございます。しかし、国土の均衡ある発展を図ります場合に、とりあえずこの大都市圏の異常な地価高騰の現況というものがあつて抑えまされんとします。加熱化するような状況にございまして、その辺も冷やさないければならぬ。しかし、非常に長期的に、あるいは基本的に申しますとこれはやはり地方振興、これが第一義であり根本であるという点については間違ひございません。

それから第二の点でございます。公共施設と申しておりますものは、この法律で二条に掲げております点かと存じますが、道路、公園、広場のほか政令において一定のものを定めることとしております。具体的には下水道、緑地、河川、それから港湾の係留施設等を考えておるわけでございます。

○三野委員 最初の部分は、最後に大臣の見解を聞くことにして一応保留しておきたいと思ひます。その次に、この公共施設の整備を伴うものであつて、一定の要件に該当するもの、こうなつて

いるわけですね、対象物件が、「建築物及びその敷地の整備に関する事業のうち公共施設の整備を伴うものであつて、一定の「要件に該当するもの」、その一定の要件というものはどういふものを指すのでしょうか。

○北村(廣)政府委員 良好な市街地の形成と都市機能の増進を図る観点から、事業の施行面積、それから建物の延べ面積等を指定することと考えております。施行面積二千平方メートル、建物の延べ面積も二千平方メートル、いずれもそのように考えておる次第でございます。

○三野委員 この法律の「機構の業務」の中で「避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設」と、こうなっているのですね。「その他の建築物の利用者」ですからその建築物を利用してゐる人たち、「及び都市の居住者」、つまりその周辺の居住者の「利便の増進に寄与する施設」、こういうふうになつてゐるのですが、これはどういふものが該当されるのでしょうか。

○北村(廣)政府委員 例示をいたしまして避難施設、駐車場等が挙げておりますけれども、そのほかに、例えば人工地盤でございますとか、それから例えば建物の共用に供する施設がいろいろございまして。例えば電気、ガス等の供給施設とかあるいはごみ処理施設とか共用の通路部分、そういうものを予定しております。

○三野委員 さて、ここに事例として挙げておりますのは「公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の」云々、こう書いてゐるのである。

今局長から言われたように、電気、ガス、水道等が言われているのですが、これが指定される、その指定された地域の中にホテルなりあるいは百貨店なり、その他の事業主が入つていく。その場合、その建物に必要な電気、ガスあるいは水道、これはこの法律があるがなからうが、必然的にとらなければならぬものでありますが、そういうものでも対象に入れるという理解なんではない

か。例えば、我々個人のものでなければ、個人が住宅を建てたつて電気、ガス、水道はとらなければならぬが、それも対象に入れるということなのか。あるいは、あなたが事例に挙げた中で例えばごみ処理場とかあるいは下水道にしても、共同で第一次浄化をして下水に流すとかという共同施設だとか、そういうものはやはり共同施設だと考へる部分とそうでないものとがあると思ふので

例えばここに挙げてゐる避難施設の場合に、災害なんかあつたときに避難する広場、これは当然あつた方がいい。しかし非常階段その他もこの避難施設の中に入る。あるいは火消し、義務づけられてゐるね、ビルを建てると消火器を置かなければならぬ。これも消防施設なんです、こんなものまで入るとは思ふのですが、それはどうでしょうか。

○北村(廣)政府委員 ちょっと回り道になりますがけれども、この制度の目的から申しますと、できるだけ優良な町づくりに寄与したい、優良な町づくりに役立つプロジェクトというものを援助したい、こういう趣旨でございます。したがしまして、そのプロジェクトに対してはできるだけ公共部分というものの整備を一緒に図つてくれ、例えばみんなが集まつて共同利用できる広場とかあるいは人工地盤だとか、あるいは外部の人が自由に出入りできる屋根つき広場、まあアトリウムというふうなものとか、そういうものをまず整備してもらふ、これは大事な条件でございます。

そのほかに、やはりそういう優秀なプロジェクトでございますから、例えば消防法、建築基準法というものの最低基準を満たすだけではなくて、安全施設の避難施設とか防火施設にしても、より高度なもの、あるいはそういう施設等を利用いたしまして近隣の防災等にも役に立つというふうなもの、あるいは処理施設におきまして、今の例えは市役所が定めておりますごみ処理ですとポリバケツに入れて外に出してくれればいいということでございますが、それではいかぬ、ハエや

蚊が発生しないようにちゃんとしたごみ処理の施設を設けまして、においやそういうものが外に出ない、そういう優秀なものをつくつてもらおうということ、全体として優秀なプロジェクトに対してその公共的部分を出してもらつと同時にこ入れもしてやろうということ、どういふふうに分けようかということでございます。もつぱら例えば売り場に充てたりするところとか事務所に充てたりするところはこれは収益事業だから除こう、しかしその他の防災部分とか処理部分とか供給部分というのは補助対象として分けて考えた方がいいのではないかといいふことで、援助のたぐための方針ということで、そういう考へをとつてゐる次第でございます。

○三野委員 今の局長の説明によりますと、幾らか指摘したように、災害があつた場合に避難する広場、これは共同で使いますね、ある意味では一般市民も利用させていただけるわけですから、これは極めて公共的な性格が強い。これはいいだろうと思ふのです。それから、例えば避難施設という場合に、私が今言つたように避難階段あるいは消火栓、これは建築基準法で義務づけられてゐるわけですね。あるいは、消火器の場合だつたら消防法で義務づけられてゐる。今あなたの説明を聞くと、建築基準法なり消防法で示されておる以上の、それ以上のよりいいものを設置する場合に、その基準を超えた部分について援助の対象にするあるいはこの法律の対象にする、こういうふうに考へてよろしいでしょうか。

○北村(廣)政府委員 その部分も含めまして全体をその低利融資の対象等といたしたい、こういうことでございまして。

○三野委員 その部分を含めましてとなると、私は少しやはり問題があるような気がするのです。当然、建築基準法なりあるいは消防法で決められた部分というのは義務的なものなんです。それによりいいものにするという意味で援助の対象にするということが筋だろうと私は思ふのです。

そこらの点については、これから政省令でお決めるのだらうと思ひますが、十分検討していただきたいと思ふし、その点はもう少し明確にしておいた方が後の行政上問題を残さないのじやないかという気がするのですが、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○北村(廣)政府委員 例えば市街地を再開発いたします場合に、都市計画法とか建築基準法だけに従つて建てればかなり敷地いっぱい、しかも公共広場とかそういうところをとらなくともいい。しかし町づくりに貢献していただく以上、町の真ん中に相当大きな施設を建てるためには、やはりみんなが使えるような緑地部分、公園部分を出してくれ、あるいは一般の人が使える、あるいは地元の子童がつくつてくれた交通安全のポスター等を張るようなそんなビルの中の広場空間も欲しい。そういうものを御相談しながら、建築主あるいは公共団体も入りました第三セクターのような場合が多々ございまして、それに御協力いただいてゐるわけでございます。そのかわり、全体としてのいろいろな御援助申し上げようということ、この制度をつくつてゐるわけでございます。その場合に、公共広場とかそういうものの以外の部分についてもある程度援助もする。一種の相互乗り入れみたいな考へ方でございますが、その場合に、では一体何を援助対象として相互乗り入れの対象としようかということ考へました場合に、売り場とか事務所とかその部分まではいいまい、やはり防災設備とか処理、供給施設とか、そんなところが限度であらうということ考へてゐるわけでございます。

例えば、非常に優秀な防火施設を備へましたビル、しかも堅固なビル、最近の消防法それから建築基準法をクリアしてゐるビル等につきましては、むしろ大地震の際などはそのビルの中に避難した方が安全だということまで建築専門家が言われてゐるような状態でございますので、その辺を頭に置いて御理解いただければと思う次第でございます。

○三野委員 局長、ですから私が言っているのは、基準で、法律で当然定められた以上のより豊かな施設を設置するために援助するというところに、法律で定められた範囲においてはみずからの責任においてやるというの、これは常識だろうと思うのです。例えばガス、水道なども含めてそうなのですが、あるいは電気など、いわばその二十アールの中で幾つかの施設あるいは個別の施設が共同してそこに施設をつくるという場合には、これは共同施設として対象になっていいと思はれます。しかし、その中においても、一企業がみずから行うべきものについてこの援助の対象にするかどうか、あるいは電気、水道、ガスなどについては少し疑問のあるところだと思っております。常日ごろ行政官の皆さんが行政の水準あるいは公平と言ふ場合にそういうことを私はしばしば教えられてきたのでありますが、この点についてはまだ少しあなたと食い違いがあるような気がするわけでありまして、この点、少し後に残しておきます。

さて続きまして、いわば機構が援助あるいは参加するものに対し長期かつ低利の融資、こう言っているのですが、長期というのは二十年間の話だけれども、低利というのはどの程度までを考えているのか、これをひとつ聞いておきたいと思うのです。

○北村(廣)政府委員 まず期間でございますが、償還期間は二十年ということに基準を考えております。

それから、これは予算編成の段階でございまして、財投金利が六・〇五％でございました。その財投金利の六・〇五％から〇・五五％引きということで五・五％というものを当時の、予算編成時点の予算の組み立て方では予定していたわけでございます。しかし最近、財投金利が下がりました、六・〇五から五・二％になりました。これをどうするかということ、私もどなたもいたしなくてもいろいろ住宅問題とかございまして、横並び

で、予算成立後の実施の段階で金利の動向をとらまえて検討をいたしたいと考えておる次第でございます。

○三野委員 二十年という期限はいいとして、五・五％を考えたけれども下がっている。今の時点で幾らを考えていますか。五％を大幅に割りますか、割りませんか。

○北村(廣)政府委員 政府関係の全体の金利の流れでございまして、他省庁の例等々を考慮しております。五％は割ると私もでは考えております。

○三野委員 どのくらいお割りになりますか。

○北村(廣)政府委員 このものについて大蔵省との話はまだできておりませんが、参考のために、ほぼ決まっております。参考のために、五と八五という金利が固まりつつあるというの、聞かえております。それから、住宅関係においては例えれば四・七前後というように聞かえておりますので、常識的な金利の全体の体系というのはおのずから定まっておりますので、あるいはここあたりも、全体として政府金利の体系の中で私どもにとっても決して不利にならないような位置づけがなされるであろうと期待しております。

○三野委員 四・五ないし四・七と言うのですが、今の市中銀行の状況を見ている限りにおいて、我々サラリーマンが借りる場合は別です。しかし、大手の事業者が市中銀行を利用しているのはかなり低いというわけがある。ひよつとするとあなたのところでは四・五や四・七よりもかつかつ低いのが出ているんじゃないでしょうか。そうすると、果たして利用する者があるのかどうかという気がしないでもないわけですね。きのうの新聞にも出ておりましたが、通産省がやっている部分についても、民活法でやっただけですけれども、借り手がいない、利用し手がないというのです。そんなことになりやしないかと思うのであります。その中身については後でまた大臣にお願いを

したり見解も聞いておこうと思っております。さてそこで、今幾つかの問題点が出てきたのであります。例えば駐車場とかあるいは避難施設とかそういうものをやろうとしているわけですから、建設省が対象にしている部分の中には、事前に説明を聞いたように、例えば百貨店なら百貨店、ホテルならホテル等大きなビルができた、その一階フロアは市民に開放して交流の場にする、これはもちろん無料ですね。できるだけ広いスペースをとって市民に開放していただく、あるいは屋外に小公園及び避難場所も含めて緑地帯をつくっていただく、これは私は非常に重要だと思ふ。そういうものが市民から求められると思うのであります。

さて、駐車場あるいは子供の遊園地が対象になるというのですが、駐車場の場合は、無料の場合と有料の場合があると思うのです。これと同じに扱つかどうかという点です。あるいはビルならビル、ホテルならホテル、百貨店なら百貨店の専用駐車場と、有料であつても市民に公開している一般駐車場と同じに扱うのかどうかという問題点が少しあるような気がするわけでありまして、そこらはどうでしょうか。

それともう一つは、例えば百貨店なら百貨店にきたお客さんの子供のために、子供の遊園地をつくる、そこに遊技施設を置く。同じ経営ではあるけれども、その遊技施設そのものが、それを業としてする場合と、そうではないに、親が百貨店を利用している間子供を遊ばせようための付随的な施設である場合があると思う。あるいは駐車場の場合は、今言ったように、駐車場を業とするような経営と、そうではなく、市民に低い費用で活用してもらう、それも専用駐車場ではないに一般に開放する、これらのことがあつたと思うのです。そこらはどうなんでしょう。同じ扱いをするつもりなんですか、差を置くのでしょうか。

○北村(廣)政府委員 プロジェクトによつて判断される事業であらうとは思いますが、原則的に再開発整備される駐車場につきましては、

たとえそのビルの駐車場という位置づけが行われましても、ただいま先生の御質問にもございまして、たどり着くビルそのものが公共的に使う広場等も備えているわけではございまして、当然そこを自由に使える人々を除外するということ、また、屋上部分の遊園地というようにものにつきました。ほとんどの場合におきましてそのビルの利用者に対するサービスで、たとえ有料といたしましても、例えば電気代、ペンキ代を賄うとか、そんなふうなことが多かろうと思ふ。まあ遊園地とか駐車場で集中的に大々的に販売をしようというふうなものにつきましては、この整備プロジェクトの中でむしろ計画段階で調整を図つて、そのようなプロジェクトとしては余りふさわしくないというふうなものについては優先順位が低いというふうな位置づけをしまして、むしろ地区の全体のために役立つようなプロジェクトというものに誘導していくという方向を固めてまいりたいと存じます。

○三野委員 そうしますと、今の局長の話だと、有料駐車場あるいは有料の子供の遊技施設であつてもいいのだけれども、それを主とした業としてそこから利益を生むというものでなければいいというのであつて、電気代その他最低限維持するための有料ぐらいならいいけれども、それを主として業として利益を生むというものについてはこの対象から排除する、あるいは指導段階においてそういうものは十分経営上の注意を払う、こういうことと考えてよろしいでしょうか。

○北村(廣)政府委員 優良な町づくりに寄与する、地元のために十分役立つというふうな方向で調整を図つてまいりたいと考えております。

○三野委員 やはりこのところははっきりしておきたいと思うのです。あなたの方の資料の中にも、先ほど私が指摘したように、こういうように言っているのです。『公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者、建築物の所有者ではないのです。』及び都市の

たえそのビルの駐車場という位置づけが行われましても、ただいま先生の御質問にもございまして、たどり着くビルそのものが公共的に使う広場等も備えているわけではございまして、当然そこを自由に使える人々を除外するということ、また、屋上部分の遊園地というようにものにつきました。ほとんどの場合におきましてそのビルの利用者に対するサービスで、たとえ有料といたしましても、例えば電気代、ペンキ代を賄うとか、そんなふうなことが多かろうと思ふ。まあ遊園地とか駐車場で集中的に大々的に販売をしようというふうなものにつきましては、この整備プロジェクトの中でむしろ計画段階で調整を図つて、そのようなプロジェクトとしては余りふさわしくないというふうなものについては優先順位が低いというふうな位置づけをしまして、むしろ地区の全体のために役立つようなプロジェクトというものに誘導していくという方向を固めてまいりたいと存じます。

○三野委員 そうしますと、今の局長の話だと、有料駐車場あるいは有料の子供の遊技施設であつてもいいのだけれども、それを主とした業としてそこから利益を生むというものでなければいいというのであつて、電気代その他最低限維持するための有料ぐらいならいいけれども、それを主として業として利益を生むというものについてはこの対象から排除する、あるいは指導段階においてそういうものは十分経営上の注意を払う、こういうことと考えてよろしいでしょうか。

○北村(廣)政府委員 優良な町づくりに寄与する、地元のために十分役立つというふうな方向で調整を図つてまいりたいと考えております。

○三野委員 やはりこのところははっきりしておきたいと思うのです。あなたの方の資料の中にも、先ほど私が指摘したように、こういうように言っているのです。『公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者、建築物の所有者ではないのです。』及び都市の

たえそのビルの駐車場という位置づけが行われましても、ただいま先生の御質問にもございまして、たどり着くビルそのものが公共的に使う広場等も備えているわけではございまして、当然そこを自由に使える人々を除外するということ、また、屋上部分の遊園地というようにものにつきました。ほとんどの場合におきましてそのビルの利用者に対するサービスで、たとえ有料といたしましても、例えば電気代、ペンキ代を賄うとか、そんなふうなことが多かろうと思ふ。まあ遊園地とか駐車場で集中的に大々的に販売をしようというふうなものにつきましては、この整備プロジェクトの中でむしろ計画段階で調整を図つて、そのようなプロジェクトとしては余りふさわしくないというふうなものについては優先順位が低いというふうな位置づけをしまして、むしろ地区の全体のために役立つようなプロジェクトというものに誘導していくという方向を固めてまいりたいと存じます。

○三野委員 そうしますと、今の局長の話だと、有料駐車場あるいは有料の子供の遊技施設であつてもいいのだけれども、それを主とした業としてそこから利益を生むというものでなければいいというのであつて、電気代その他最低限維持するための有料ぐらいならいいけれども、それを主として業として利益を生むというものについてはこの対象から排除する、あるいは指導段階においてそういうものは十分経営上の注意を払う、こういうことと考えてよろしいでしょうか。

居住者等の利便の増進に寄与する施設」とあるのです。「及び都市の居住者等」ですからその周辺の都市住民ですね。都市住民の利便の増進に寄与する施設、こうなっているわけですね。したがって、あくまでもこの範囲のものであるということを確認した方が混乱がないのではないかと気がするわけなんです。

ということになると、ここに書いてある部分は、有料であるがなろうが、一定程度不特定多数を含めた例えば職員の専用駐車場ですという場合と、いや、これは一般市民、このビルに來られる利用者に対して有料であつても開放するのですという場合とおのずから違ふと思うのです。したがって、今私が申し上げた部分を基礎に置くのかどうか、このところをひとつ明確にしておきたいと思うのです。

○北村(廣)政府委員 この条文の流れは、先生のおっしゃった御質問の内容にあつたとおりかと存じます。やはり再開発ビルあるいは再開発施設というのは、その施設そのものが複合施設でございす。いろいろな、オフィスの機能があつたり商業的機能があつたりあるいは文化的機能をあわせ持つということとございすから、その機能全体をとらえて、したがってそれに付随する避難施設とか駐車場というのは当然その施設の一体のものという形で考えておられますので、ここにございすような「公共施設並びにこれに準ずる」というような表現の中で十分把握できる、実態上そういうものだと私も理解しております。

○三野委員 さて、この法律は、「民間都市開発事業の基礎的調査の実施に対する助成」、こう言つていますね。この基礎的な調査という場合、これは予備調査もあるでしょう、しかし同時に、事業実施のための調査も基礎的な調査として存在すると思うのでありますが、ここで言う基礎的調査という場合には予備的調査も含まれるのでしょうか、どうでしょう。

○北村(廣)政府委員 プロジェクトごとの調査をするために、例えば全国的な再開発事業の実態

とか成功例、場合によつては失敗例、あるいは諸外国の例等を十分積み上げておくことが大事でございす。したがって、基礎的な一般的な調査と、具体的なプロジェクトの基礎となりますその地区にある程度に基づいた調査、その両方ともこれに含まれると理解しております。

○三野委員 実施段階における基礎的な調査についてはわかるのでありますが、予備的調査という場合にはかなり広く解釈されると思うのであります。例えば、あるコンサルタントが予備的な調査をして、そして自治体なりあるいは事業主に対して、この地域でこういう開発をしたらと思うのだけれどもということ予備的な調査をして売り込んでいく。これは余りいい例ではないのですが、こういう場合も予備的調査に入ると思うのですが、私は、それは非常に危険な面があると思うのです、公的な資金が流れるという場合においては、やはり予備的な調査を行う場合には、少なくともこれは次の実施調査につながるべき予備的な調査でなければならぬ、こう思うのでありますね。

そういう意味では、民間の資本による開発といえども大型の開発が予想されるわけでありまして、そういう場合には少なくとも県なり市町なり地方自治体の意見を求める、推薦もしくはこの合意のもとに行われる。行われるのは地方自治体の行政範囲で行われるわけですから、そこを何も知らないでは困るわけなので、予備的調査についても地方自治体の推薦もしくは同意を得て行われる。少なくとも国が援助する場合、この機構がこれに協力するわけですからこれはやはりひいては国になりますので、そういうことだというように理解していいでしょうか。

○北村(廣)政府委員 そのとおりでございす。

○三野委員 ありがとうございます。次に、この機構は民間資本による開発事業を施行する者に対して必要な資金をあっせんする、こういうふうに行っているわけですね。機構が直接協力をする長期低利の資金以外の資金と考えてい

いのかどうか、これをちよつとお聞きしたいと思ひます。

○北村(廣)政府委員 お尋ねのとおりでございまして、内容的には、例えば機構が貸します金というのは、公共施設及びそれに準ずる施設の部分でございす。その他の施設部分が当然あるわけでございます。それについては、例えば開銀とか都市銀行とか、そういうものの融資が行われることになりますので、そういうものを全体のプロジェクトに対して協調しながら融資するということを考えておるわけでございす。

○三野委員 という場合には、これは機構がいわば直接融資する長期低利の資金以外の資金ということでありますから、そうなりますと、この機構があつて資金といひますのは政府関係資金だと考えてよろしいでしょうか。

○北村(廣)政府委員 政府関係資金もございすし、純粋な民間の資金もございす。

○三野委員 その場合の資金のあつせんというのは、推薦あるいは保証、貸し付けは機構が直接やる部分ですね。それ以外の部分、推薦、保証、このらについてはどの程度のこととお考えになつてゐるのでしょうか。単に、あそこをやつてゐるので、うちもこれだけ資金を流してゐますので民間市中銀行に貸してやつてくれという言葉だけの推薦なのか、あるいは何らかの形で政府関係の保証機関というものが保証しておやりになるということなのか、そこらはどうなのでしょう。

○北村(廣)政府委員 機構と、それから政府関係金融機関でございす。例えば開銀、北海道東北開発公庫とかそういうものと、それから地元銀行あるいは都市銀行等が協調の融資団をつくりまして、お互いに連携をとりながら、そして融資の条件あるいは貸しだすの保証、担保等について御相談しながらプロジェクトに参加していく、こういう形になるかと思ひます。

○三野委員 保証、担保ということとは、これは機構が保証するわけではないのでしょうか。機構が保証するあるいは他の政府の保証機関で保証する

という意味ですか、単に推薦だけなのか、そこところ、済みませんがもうちよつと。

○北村(廣)政府委員 この条文で予定してありますのは純粋にお世話をするという点でございまして、この機構そのものは保証業務を予定しておりません。

○三野委員 その場合に、単に推薦をするというだけであります、しかし貸す側になれば保証がなければなかなか銀行というのは貸さないのであります。機構が直接保証するのではないけれども、県の保証協会その他の関係保証機関に、少なくとも機構がみずからの資金というものを流すわけですから、その流してあと足らない部分、もちろん民間資本が直接自分で持つてゐる部分もあるでしょう、しかし足らない部分について貸してやつてくれということ推薦をするのですが、同時にみずからも金を貸してゐるわけですから、これはもちろん担保をおとりになるのだらうと思ひますが、担保をおとりになるのかどうか、あるいはその他の保証機関というものは保証をつけるのか。あるいはもう一つは、今言つた民間資本の金を流す場合に、あわせて地方自治体なりあるいは県の保証協会なりその他の保証機関の保証もするように機構は勧めて努力をしていく、こういうことも考えてゐるのでしょうか。

○北村(廣)政府委員 融資全体の中でそれぞれ担保をどうするか、それから保証をどうするかというようなことを相談してまいるわけでございますから、当然ながら、ここでもございす。「あつせん」の中にその保証の仕組みも入つてゐる。つまり、みんなで相談して、あるいは地方公共団体等の御指導等も得ながら全体プロジェクトの融資あるいはその担保、保証の仕組みを考えていく、こういうこととございす。

○三野委員 そうすると、機構が融資する資金、流す資金、これは担保をとるのですか。政府が流している金ですから、政府関係とあわせて融資するのでありますが、それに対して政府が保証するのでしょうか。どつちが保証するのでしょうか。

○北村(廣)政府委員 一般的には担保という形にならうかと存じます。

○三野委員 では、機構が融資した場合に、政府が保証するというのではなしに担保ということですね。わかりました。担保をとってやる。

さて、その次に、機構は民間都市開発事業推進の調査研究を行う、こういうのです。民間都市開発事業の推進のための調査研究をやるのでありますが、これは例えば自治体ないしは事業をやるうとする民間団体等の依頼で調査研究を行うのか。

これはもちろん機構が行う調査ですから、費用一切は機構が見るんだらうと思うのです。民間団体に出してくれとか自治体に出してくれというのはないので、独自でやるのだらうと思います。が、日本列島全体に、こういう民間資本で開発してその見通しのあるところ、あるいはやるべきところというのを独自で調査をされるのか、いやそうではなしに、自治体なりあるいはこれに加盟しようとする民間資本の依頼によって、それで可能かどうかという調査をするのか。このところをお伺いしておきたいと思ひます。

○北村(廣)政府委員 全国的に事業を展開していきますためには、当然ながら、例えば全国的な景気の動向あるいは地方経済圏あるいは地方都市の再開発に対する熱度、意欲、そういう基礎的な調査も必要でございますが、具体的にはやはり特に地元の市、都市当局の御意向を踏まえまして、そして具体的な再開発の可能性とかあるいはその場合の規模とかそういうものについて調査をしていく。つまり、調査をすることによって都市再開発を進めていく、あるいは都市の再開発を援助していく、こういう意図が入っているわけでございます。

○三野委員 次に、国の援助の部分で、国は当該事業の推進を図るために必要な助言、指導その他の援助を行う、それから地方公共団体もこれに協力する、こうなっているのではありませんか。ここであらう国の援助、これは機構ではないのでありまし

て、国が直接あるいは地方自治体が直接助言、指導を行い、その他の援助を行うのでありますが、この援助という場合に、その範囲というものはどのことを考えておるんでしょうか。

例えば指定される二十アールを中心とする開発地点、この周辺整備の公共事業を指して言うのか、いやそれだけではなしに、二十アール内部におけるさまざまなものについて、機構以外の国及び地方自治体が公的な資金でもって援助することまで含まれるのか、そこらのところはどうでしょう。

○北村(廣)政府委員 ただいまお尋ねのような例でございますと外部でございまして、内部の施設というのは事業者の方で整備するというのが原則でございます。

○三野委員 局長、私は一般的にはあなたの言われるように、指定された二十アールの外部の周辺環境整備、道路その他緑地を含めて、これは公共事業でやるのが筋だらうと思う。ただ内部でも、道路などについてはそういうことは起こり得るといふことは考えられませんか。

○北村(廣)政府委員 内部、外部という言葉だけで区分けするわけにはいかないと思ひます。例えば非常に大きな面積を再開発する事業でございまして、そこを通過する道路が、域内の交通とか域内の施設に対する交通サービスばかりではなくて、都市全体の大きな流れの交通をさばくということになってまいりますと、当然これは公共団体側で、ある程度あるいは場合によっては全部負担するといふようなケースも出てきうかと存じます。

○三野委員 これは道路だから。例えば、その域内を通過する公的性格を持つ下水道などというものはやはりそういうことは起こり得ると私は思うのです。ですから、それはそれでいいだらうと思うのです。

さて、いろいろと質問させていただいてきたわけですが、この開発はやはり地方においてかなり大きなプロジェクトになるだらうと思う

のです。その場合に、大手企業だけが出てきてやるといふことではちよつと問題があるかと思うのでありますが、中小企業を含めて地方の地場産業、これらがともに参加をする、できるならば共同化、協業などによって参加するということについて配慮すべきだと思ひますが、そういうことは考えておられるのか、指導面でそういうことを強く求めていくということが考えられるのかどうか。

○北村(廣)政府委員 都市の再開発が地元の都市をいい町に仕上げていく、地元の経済の活性化を図っていく、あるいはよりよい生活環境をつくっていく、こういう趣旨でございまして、当然地元の全面的な参加が必要であり、またそれがなくては事業そのものが成立しないと考えております。

○三野委員 これを実施する場合に、もちろん二十アールという一応の基準がありますから、新都市拠点整備事業に基づく開発あるいは都市計画、これらとあわせ持ちながらやるということが一番合理的だらうと思ひます。そういうことは当然この実施に当たってはお考えになつておられるのですけれども、その点はどうでしょう。

○北村(廣)政府委員 立派な町をつくる、こういうためには、公共部分である都市づくりと、それからこの再開発事業主体がお互いに手を携えて行つていく必要があるかと存じます。

○三野委員 さて、こういう開発が聞こえてくる、指定地になる、調査が始まる、やもするとその周辺の地価高騰に結びつく危険性があると思ひますが、それについてはどう考えているのでしょうか。

例えば私が一番気になつたのは、先ほどあなたの言われた東京の三区あたりを中心としてその周辺をやるということになると、直ちに乗りこくる人もおる。そうでなくとも、こういう法律がなくても自分がやるうとして、こういう法律が出たら便乗してすぐこれにくつついてくるわけですね。これは後で大臣とやりますが、あなたは地価

高騰を抑えるためにその周辺を対象とするのだと言ふが、私は地価高騰を呼び起こすような気がするのですが、地価高騰を抑えるための方法、手段といふのはどんなことをお考えになつていますか。

○北村(廣)政府委員 具体的に首都圏周辺等で考えられていたプロジェクトといふのはいずれも国鉄跡地あるいは海浜の埋立地等でございまして、新しく大量に土地を取得してこれを行うといふようなものについては考えておらないわけでございます。あるいは工場跡地等で、その跡地の所有者そのものが事業に参加する、つまり土地の取引を伴わない、こういうことを考えておりました。大規模な土地取引を要するといふようなものについては、お尋ねのように地価高騰に万が一手をかすようなことがあつてはいけませんので、ただいまのところ考えておりません。

○三野委員 さて、今言つたように地価高騰をさせないためには国鉄跡地とか国公有地などといふものを活用したい、それは私は基本的に賛成なのでありますが、国公有地なり国鉄用地といふものはそこに参加しようとする民間資本に買わそうとするのか、それとも国鉄用地なら国鉄用地があつて、今清算事業団ですが、そこらがともに参加するといふことも想定されておられるのかどうか、これはどうでしょう。

○北村(廣)政府委員 清算事業団なども今いろいろなお話を進めております。あるいは一部国鉄施設そのものが残存する場合もございまして、その上を使うといふようなことも考えております。この場合具体的には、地方の場合には土地の異動を伴わないで、ただ再開発事業を行う、第三セクターに随意契約で譲渡を願ひたい、あるいは土地を持って参加いただければ結構ではないかといふようなことで基本的なお話し合いを進めております。

○三野委員 これらが地方でこれから行われるあるいは指定される場合に、地方公共団体に対して負担を求めるようであつてはいかぬと私は思うの

です。そうでなくともこれが指定されずと、その周辺の整備について一定程度地方公共団体は協力しなければならぬと規定しているわけです。その協力をする場合に、地方財政を圧迫するようではいかぬと思うのですが、指定された場合には、また後で建設大臣に聞きますが、地方公共団体のそれに要する費用については国の方で別に面倒を見るという考え方があるのかどうか、これを聞いておきたいと思っています。

それから、時間がないものですから続けてお聞きしておきますが、例えば昭和六十二年の事業費が二百億で二千億の事業、こう見ているわけですね。初年度この予算の中で何か所ぐらい指定ができるかと考えておられるのか、その見通しについてお尋ねしておきたいと思っています。と同時に、次年度以降の見通しは一体どうなのか、全国からの程度の希望件数が出る見通しなのか、これも聞いておきたいと思っています。

次には、初年度二千億の事業が実施された場合に、これは次年度以降もだんだん整合性はしていくのでありましようが、その場合に地域における景気浮揚効果というのは一体どうなのか。この事業をやることによっての地域における景気浮揚の効果は一体どうなのか、雇用増は一体どうなのか。特に地方では雇用の問題が一番気になっているわけですね。きのう私が言ったように、きのうはちょっと時間がなかったものですけれども、公共事業その他をやってみても、建設労働者は足りないけれどもほかのものは吸収しないというのでは余り意味がないので、今度の場合は民間資本が入って事業活動をずっと永続的にやりますから、その場合の雇用増の効果というのは一体どうなのか。

それから、自治体に対する固定資産税その他のいろいろあると思うのですが、増収効果は一体どうなのか。その他の地域の経済や文化に対する影響というのはどういう見通しを持っておられるのか、この際聞いておきたいと思っています。

○北村 建設委員会 まず、プロジェクトの数で

ございますけれども、初年度の六十二年で私どもが全国でこの機構全体といたしまして調査をしたわけでございます。四十ないし五十のプロジェクトが助成対象として地方の方から手が挙がっておりまして、そのうち参加業務、つまり一緒にやって再開発事業に参加してほしいと言ってきたおりましたのが十二ないし十五、全体の事業費としては六百億程度の事業が申し出ておりました。それから、資金を貸してほしいという希望を申し出ておりましたのが二十八ないし三十五。幅のある数字でございますのは、果たして適格性があるかどうか、その辺までは探っておりませんので二十八ないし三十五で、一千四百億ほどの全体事業になるかと存じます。合わせて、機構そのものが使います金として二百億、全体の事業として二千億というふうな形になっております。それから、明年度以降のものでございまして、これは六十三年度以降として今ある程度見通しがつくものについては、約七十ほど私どもで把握している次第でございます。

続きまして、第二のお尋ねの点でございます。景気の浮揚効果、雇用、地方税増収等々についてはどうかというお尋ねでございますけれども、総事業費二千億という日本全体をとらまえました場合には、関連産業を含めまして生産誘発効果が約五千億、それから、事業によりますオフィスとか商業施設等が整備されますと、従業者が定着することによります雇用増というふうなもの、これは物によつて非常に変わってまいりますので、これと云いにくいわけでございます。中規模のホテル程度で五百人程度ということになりますと、全体としては万単位の雇用になるかと考えておる次第でございます。固定資産税、住民税等地方税の増収も施設によつて当然払われるわけでありまして、全体として地方産業の活性化、それから文化の振興等に大きく寄与すると思っております。

これを局部的なプロジェクトの一例で私どもが試算した例が実はございます。地方都市ということと事業規模六百億ないし七百億のプロジェクト

を一つとらまえて試算いたしました結果によりますと、生産誘発効果は約千五百億、それから雇用でございますが、小さく見積もっても五千人程度、最大限見れば九千人くらいにもなるうかという形の雇用が見込まれるわけでございます。それから、平年度といたしまして地方税は、市段階、県段階の税収すべてを合わせまして三十億程度という試算の一例があるのを申し上げておきます。

○三野委員 時間も大分過ぎたので、この際大臣に今までの議論の経過を踏まえながらひとつぜひ聞いておきたいと思うし、私の意見も申し述べておきたいと思うのですが、まず最初の大都市を除くということ。局長は東京の中心三区ぐらいを除いてなんて話をやっているのですが、私は東京などというの、こんな施策をしなくてもその周辺だつてどんどん来ちゃうと思う。東京だけではない、その周辺の県だつて私はそうだと思います。むしろこの法律のねらいというのは、地方の経済が冷え切っている、そして国鉄用地も含めて土地も余っている、土地を持ったままどうにもならないところがある。東京などというのは土地が足らぬと困っている。東京周辺だつて、少なくとも一時間半ないし二時間ぐらいが通勤区間ですから、そこらでそういうものを集めてする必要はないんじゃないか。むしろ大企業が来なくても、住民の住宅だつていいんですからね。東京で仕事をしているけれども、住んでいるのは向こうの方に住んでいるのですから。むしろ私は地方の開発、景気の浮揚、雇用の拡大、これに重点を置くべきだと思っております。そういう意味では、先ほど東京、大阪、名古屋を除くと言ったのでありますが、単にそれは都市部の中心部だけではないに、少なくともその圏域は除いて地方に重点を置く、こういう点を明確にすべきだと私は思うのでありまして、この点を第一点、まず聞いておきたいと思うのであります。

それからもう一つは、これは大臣の答弁を求めるところのほうかと思うのでありますが、先ほどの議論の過程の中で、建築基準法及び防災法等で当然

義務づけられた範囲、このものをその対象にすべきではない。むしろそれ以外の、ゆとりのある、環境をよくするための施策に対して積極的に援助、協力すべきであるという気がするのです。実は私はこの説明を受けているうちに、これでは少し足らぬのじゃないかという気がするわけです。

ですから、例えばその周辺の十ヘクタールの中に公園、小公園をとる、子供の遊園地をとる、あるいはフロア交流の場として市民に開放する、これらの分というのはもつと積極的に援助すべきだという気がするのです。そして当然法律的に義務づけられている分についてはその対象範囲から外すという形の中で、やる方もこれで開発しようという、民間資本の方もこれならやれるわというふうなもの、をしないやならぬし、あるいは受け入れた市民の側も自治体も、これはいいものをつくつてくれた、企業は単にみずからの利潤追求だけでなしに、同時にあわせて地域に貢献する仕組みであるというものでないやならぬと思うのです。その点ではこの援助の内容というのは弱いと私は思つて実は心配しておるわけなんです。これは、少し性格が違いますが、内閣は既に通産省のやつた民活を見直さなきゃならぬ。これではだれも来はせぬ。先ほど言ったように五%近い金利を取つたのでは、こへ頼み込んで、局長のところへ行つて頭を下げて難しいことを聞かなくても民間資本は出しますよ、今銭余りで困つていますから。

そういう点については、今直ちにどうこうということを私申し上げるわけではありませんが、これが、もしこの委員会が賛成をされ、そして本会議で法案が通過した後は直ちに状況を見ながら改善していく、そういう方針をしてもらわなきゃ困る。せっかく法律をつくつたけれども、よくテクニカルは指定だけしておつて、地方からは陳情に一生懸命来ているけれども、指定されても何もない、後は大学が足らぬわ、研究施設だつてと、地方にとっては銭の要ることばかり言われまし

て、そういうものになってはつまらぬと思うのでありまして、そこらの点について大臣の決意と見解を聞いて私の質問を終わります。

○天野国務大臣 地方都市の開発が中心でありまして、ただ都市周辺でも、東京都内でも隣接している県、例えば埼玉とか千葉とかという県でありまして、そういう地域にも該当するものがあるわけでありまして、これは地方自治団体からの強力な要請によつてです。そうですから、あくまでも基本的な目的は地方の都市再開発というものを中心に行うという考え方で進めてまいりたいと思つておりますし、法律ができてひとり歩きはさせませんから、これはひとつみんな法律の動きを見守りつつ、よりよき方向に持っていくように努力をいたしたいと思ひます。

○三野委員 終わります。

○村岡委員 坂井弘一君。

○坂井委員 今なぜ民間都市開発推進特別措置法なのかという問いにお答えください。

○北村廣政府委員 この制度の趣旨そのものが、一つは、地方都市の申しますか、都市の開発というものにウエイトを置いておりますが、その基本が、役人と申しますか、国とか地方だけが頑張るだけじゃない、民間の方もぜひ都市の優良な町づくりに御参加願いたい、しかしそのためには国なり地方なりもある程度のお手伝いをいたしましょう、こういう趣旨でございますので、そういう趣旨をあらわしたわけでございます。

○坂井委員 と申し上げましたのも、日本開発銀行が都市開発事業やあるいはビル建設に對しまして財投融資金利並みの低利融資をやっておりますね。開銀によりまして、企画あるいは事業採算などのアドバイス、それからコンサルティング業務、これもやっておる。さらに昭和六十年からは出資制度もできまして、直接第三セクターに事業参加するということにもなつた。そこで、開銀の担当者という分によりまして、今申しましたようなことで開銀は附属の設備投資研究所にも専門のスタッフを設けておりまして、建設省が考へてい

るようなこの法律に基づく財団法人都市開発機構、こんなことは必要ないのじゃないか、業務は一切開銀でこなせるというようなことを言っているようですが、反論がおりと思ひます。お答えいただきたいと思ひます。

(委員長退席、野中(広)委員長代理着席)

○北村廣政府委員 この法案あるいはこの機構をつくり出すために、予算審議を行つております段階でいろいろ開銀当局とも意見の交換を図りました。確かに開銀だけでも十分じゃないかという御意見もございましたが、その後いろいろ調整を図つてまいりましたうちに、この機構が開銀以上の低利の融資を供給するものとしてやはり意味がある、しかもなおかつ、その資金を開銀に委託いたしまして、実際の貸付業務につきましては開銀の窓口を通してやつていただく、その段階でむしろ両方相まつて十分都市開発に役立つというような考え方で意思の統一が図られたわけでござい

ます。

○坂井委員 窓口は開銀に一本化というふうなことになるのですか。

○北村廣政府委員 貸し出しの窓口は開銀に統一いたしました。

○坂井委員 それからもう一つ、建設省が都市未来機構をつくりましたね。これは国鉄用地などを活用して都市整備を進めるためというところで、昭和六十年八月、財団法人都市未来推進機構、これをつくつたわけでございまして、今の法律によつてできます今度の新しい財団、民間都市開発推進機構、これとの競合ということも、これはないのでですか。

○北村廣政府委員 財団法人都市未来推進機構の業務は、主に都市の拠点地区の整備事業に関する計画をまず策定することのお手伝い、具体的には都市から受託業務という形で計画策定に携わります。それから都市開発事業の手法、どういう形の再開発が一番その都市に適當か、あるいは例えばそこに入つてまいりますテナントにつきましてどんな形態が適當かというようなことを判断す

る、そういう段階で、つまり計画等の段階で都市の再開発をお手伝いするという仕事を中心でござい

ます。

これに對しまして、ただいま御審議をお願いしております法案でつくり出します民間都市開発推進機構は、その具体的プロジェクトに参加するあるいはそれに対する融資業務を行うというのが中心でございまして、仕事の面での競合はないかと存じます。

○坂井委員 わかりました。

この民間都市開発機構の構成ですな。どんな構成になるのでしょうか。それから、いつごろから発足ということになりますか。

○北村廣政府委員 構成につきましては、まず融資部門がございまして、それからやはり全体的な調査とか相談に乗る調査相談窓口というようなものも当然設置いたします。

ただ融資につきましては、先ほど申し上げましたとおり、具体的な貸付事務というのは開銀さんにお願ひしておりますので、かなり簡素な機構になるうかと存じております。

それから発足のあれでございまして、もしこの国会内で成立させたということになりますと、できるだけ早く、十月には発足したいと考えております。

○坂井委員 全国各市、大変多くの民間都市開発事業のプロジェクトがあるんだらうと思うのですが、これは先ほどもお答えになつておりました、これはなお吸い上げるといいますか、積極的に都市開発のいろんな形のプロジェクトを企画検討しどんどん上げてこい、こういう積極的な取り組みになりますか。

○北村廣政府委員 積極的に御活用をいただきたいということで地方公共団体等に御相談しております。

○坂井委員 そうしますと、この地方の都市開発プロジェクト、いろんなものがあると思うのですが、けれども、その開発プロジェクトの中の土地造成、それから交通広場みたいなものだと、それ

から先ほど御答弁ございましたが屋根つきのスタジアムとか、いろんなものがあるんだらうと思うのですが、いずれも公的性の強い整備部門といひますか、そういうところに対しては長期低利融資がなされる。こういう民生活プロジェクトをどんどん発掘するということになりますと、相当な件数、量が上がってくるだろうと思ひます。

そこで御尋ねたいのは、まずこの種の土地造成、これにもこの融資は対象になりますね。それからその場合の規模、どれくらい土地面積、あるいは先ほどの屋根つきのスタジアム、私は全天候多目的スタジアムというような物すごい大きな、一万人収容ぐらいのものが頭の中に浮かんでくるのですけれども、そんな大規模なものはだめだと思ひます、つまり、そうした施設、建築物の規模、面積、これはどうお考えになつて

いますか。

○北村廣政府委員 建物あるいは施設の規模、面積等につきましては、現在私どもにお申し出があるものでも随分バラエティーがございまして、ただいまお話のあつた屋根つきスタジアムにつきましても具体的に申し出があるわけでござい

すけれども、これはある県の記念事業として行いたいという事業でございまして、やはり県民の相当部分が集まつて、スポーツばかりではなくて各種競技に、きょうは雨天だから順延とか、そういうことのないように活用してまいりたい、かなり期待されている施設でございまして。それから小さなものといひましたのは、例えばある村でございまして、村の中の公園をつくりまして、そこに優良施設のいわゆる観光牧場というふうなものをつくりたい、そして村民の就労の場であると同時に、そこに地区外からお訪ねになつた親子連れあたりが一日を十分その自然の中で過ごす、そんな施設のお申し出もございまして、随分いろんなバラエティー、種類としてもあ

○坂井委員 わかりました。

実は四全総との絡みといいますが、そこで地方都市のさまざまな、今言われますようなアイデアに基づきまずプロジェクトというものが多彩に各地域に興るといことは大変好ましいことだと思ふのです。そこに民間活力が大いに発揮される、これまた大変結構だと思ふ。

そういう観点からお尋ねをしているわけでございますが、四全総に言う多極分散と、そこで地方の経済の活性化を図るあるいは地方における雇用の確保もする、そういう一環といいますが、今回のこの法案なりこの機構を持つというのには、そういうところにも一つねらいを持つてゐるのだというふうなことになるのですか。

○北村(廣)政府委員 そのとおりでございます。

○坂井委員 そういたしますと、これは各地方自治体、それから地域の住民、いろいろな創意工夫等を持つて、そしてその地域における大変望ましい、こうありたい、ぜひこれを実現したい、そういうプロジェクトが一つここに立案される。蒸し返しお尋ねをするようでございますけれども、そういうものが計画として示されれば、それは非常に歓迎する、こういうことです。

○北村(廣)政府委員 大いに歓迎して御相談に乗つていきたいと思つております。

(野中(広)委員長代理退席、委員長着席)

○坂井委員 大変よくわかりました。

私は大臣、この民活を言う場合に、国は金がないから民間の力をかりるのだというのではなくて、そうではなくて、民間でできるものは民間でやらせるといふぐらひの積極的な考え方、そうすれば金がいりますか、そこに一定のものが浮いてくるといふおかしなすけれども、余裕が生じる。そうすれば、長期投資でそれを地方に投入する。民活ということに対する物の考え方な

んですけれども、つまり今民活といふと、国の財政が逼迫してゐる、ですからそれを補う意味において民間にある活力の中の資金も導入をした

向きが多いのじゃないかな。ただ、果たしてそういう考え方によろしいのかどうか、むしろもつと積極的な意味合いにおいて、民間でできるものはまず民間でやつてくだされ、これぐらひの構えで民活なのか、その辺はどう考えたらよろしいのでしようか、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○天野國務大臣 私も余り専門的ではございませうが、少なくとも政府は金がない、世界一の富裕国である国民は金を持つてゐるということですから、私は、公共事業として進める仕事の中で、国の方で進めるのはなかなか容易でないというものに対して協力を得て民間活力を利用してやるというのがまず第一義ではないかと思ひますが、国民自体の持っている力によつて、やはり公共事業中心になるのではないのでしょうか、その他のものでは営業上利益を得る商売になるわけですから。そういう意味では、公共事業の中でもやりくりというか、金利の返済も可能な事業が幾つもありますから、党におつたときには私は会長をやつておつたのですが、そういう考え方では民間活力というものを考えてやつてきたつもりでございます。

○坂井委員 民活によりまして社会資本の整備あるいは国土開発をする、その場合の官と民の役割分担の問題ですが、本来的にはこれは官がやる仕事、それに対して民が協力しましょう、これが一つ、二つ目は半官半民で実施をする、それから三つ目は全部民に任せる、大ざっぱに言えば大体この三つだろうと思ふのです。

この三つを頭に置きながらお尋ねしてゐるわけですから、今度考えてゐる民間都市開発というものは、今の三つのどのところが一番ねらいなんでしょうか。

○北村(廣)政府委員 民を中心に立てながら、それに對しまして官側で資金面とか何かお手伝いをする。しかし全体としてはいい町づくりでございますので、大きなところから官側では目を届かせてゐる、こんなことかと思ひます。

○坂井委員 これもよくわかりました。やはりや

る以上は、中途半端ではお互いにもたれ合いまして、平たい言葉で言いますと責任のなすり合いといふのですか、そうなつては何にもならぬ。思ひ切つて、やるのなら民の方に相当ウエートを置くといいですか、お任せをします、どうかひとつ存分におやりください、それで国は協力をしましよう、基本的にこういう考え方の方が物事はうまくいくのではないかなという気がいたします。また、今の地方を振興するという観点から見ましても、それぐらひの思い切つた考え方があるかもしれません。となかなか進まぬのじゃないか。物事の考え方が逆転してゐるんじゃないかと思はれるかもしれぬが、そうではなくて、本當に民の活力を出すにはやはり民が主体だといふぐらひの考え方を踏まえませんとできないのじゃないかといふ意味で申し上げてゐるわけです。そういうことを言ひますと、国がやるべき仕事を放棄して何もかも民に金も出せ、力も出せといふことなのかといふ誤解がまたすぐ出るものだから、大変くどい言ひ方になつて恐縮なんです。決してそういう意味ではなくて、本當に民間活力を引き出そうと思へば民が主体だ、民がやるべき仕事は民にお任せをします、これぐらひの考え方をもちたい。社会資本、それから国土の開発の分野にまで民にひとつ大い

に力を発揮していただきたい、こういう基本的な考え方を踏んまえた方がよろしいのではないかな、私は個人的にそう思う。ちよつと大臣、御感想がございましたら……。

○天野國務大臣 今日まで来る間に、民間活力を活用するという問題についてはいろいろ考え方があると思ひます。私が最初考えたのは、国のやる公共事業、要するにもうかる仕事は民間で皆独特に考えてやつてゐますから、国でやらなければいけない仕事は余り利益の伴わない仕事が多いわけでありまして、その利益の伴わない仕事をやることとが国益のために大きくプラスになるわけでありまして、そういう観点で私はできるだけ民間に御迷惑をかけない程度で公共事業をやりたいといふ考え方をいたしました。

それで、いろいろ考えてみました。それで、道路とか橋梁、隧道のような仕事は大丈夫やつていただけたらと思つて進めてきました。いろいろな変形にはなりましたが、東京湾横断道路のときは、私は完全民間でやろうと思つたのですが、これがちよつとずれて、道路公団で三分の二くらいやるような格好になつてゐる。一番心配したのは、きょう午前中御審議願つた水対策で、ダム構築が進みません。予算は非常に取りにくい。そして、大きなダムだと場所を指定してからでさうが、二十二年はかかる。私のところでも来年から着工するダムがあるのですが、二十八年かかります。いろいろな状態があつてなかなかできにくい。ですから、できたらすぐにこれを仕上げてい

という考え方をいたしました。これを民間活力でやろうかと思つたのですが、民間を利用しますと金利の出場所がなくなりまして、現在の建設業界におけるダムの営業日数といふものは、私が言

ひ出したところはまだ三〇%で、一年のうち四分の三は遊んでゐる。仕事が終つてしまふと事務所は閉じて機械がさびないようにして人夫は帰してしまふといふようなことではどうも能力が上からないから、これはもう業界に皆やらせてしまつて、そのかわり経費に対して、後払いになる費用の利息だけは政府が持つてという主張を、これは与党の中ですら随分勇ましい仕事をやつてみたのですが、そこそこまではなかなかいかねるというふうな状態なもので、しかし、橋とか隧道だとかは早くつくつて通せば使用料が取れますから、それで金利を賄うといふこともできるもの

内需の振興、不況地域の経済の活性化、雇用の拡大を図ることが緊急の課題ともなっているわけで

はその内容といたしまして、例えば文化施設、カ
ルチャースクールのようなものを入れたいか市

うのはどういふようなところになるのかについて、ちよつとお聞きします。

○北村(廣)政府委員 この法律では法令にゆだねておるわけでございますけれども、ただいまの私どもの考えといたしましては、東京都の二十三区、それから大阪市、名古屋市の旧市街地部分、昔の市街地部分でございまして、これは他の法令で区域が定められている例がございまして、そのあたりについても除外したい、このように考えております。

○伊藤(英)委員 先ほども、地方都市等を対象として、大都市圏の中心を除くというふうな話になったりしておりますけれども、いわゆる大都市の周辺部、この辺も、最近の都市部へのいろいろな機能の一点集中あるいはそれに伴う地価高騰等を思いますと、都心に集中する機能の郊外への多核的な分散を促進するという必要も必要なわけでありまして、そうした意味でこの民間都市開発事業の推進を先ほど申し上げたような意味で図っていくことが必要だ、こういうふうにも思いますが、いかがでございますか。

○北村(廣)政府委員 大都市圏内での格差は正ありははその再配置、適正な町づくりという観点から役立プロジェクトについては、ただいま申しました区域外のものについても、適切なプロジェクトがあればこの機構として対象といたしたいと考えております。

○伊藤(英)委員 それから融資条件等について伺いたしたわけでも、最近金利が非常に低い状況になっていくわけでありまして、したがって、低利融資によって民間都市開発事業を促進をしていくというふうに考えますと、貸出金利をさらに相対的に低くしないと、そしてまた融資対象の範囲をできるだけ広くするというような形で手厚い助成措置をしないとかなかなかうまくいかなんだろうな、こういうふうな思われ方でありまして、融資条件その他の助成の条件についてお伺いをいたします。

○北村(廣)政府委員 まず期間でございましてけれども、二十年程度を償還期間としていただいものところと考えております。

それから金利でございますが、予算編成時、昨年の十二月段階におきましては、財投金利の六・〇五％から五・五五％引き下ろした五・五五％程度ということにしたわけでございますが、その後、財投そのものが五・二％と大幅に下がっております。したがって、他の政府関係の融資等の制度の動向を見ながら、できるだけ低い金利で再開発に役に立つようにこれから財政当局と折衝してまいりたいと存じます。

○伊藤(英)委員 この都市開発推進機構には、資金の面でございども、都市開発資金融通特別会計のほかに道路整備特別会計、そしてまた港湾整備特別会計というところから無利子資金を貸し付けるといふことになっていくわけですが、そのなかのそれがどういふふうに使われているのか、まずお伺いをいたします。

○北村(廣)政府委員 道路特別会計についてお答え申し上げますと、つまり道路法上の道路に当たるような施設の整備にこれを使うということでございます。具体的には、一般的には道路に面しまして歩行者の通行に資する施設をつくりまして、つまり、その施設の前に幅広い歩道のようなものを設けてまして、人がそのままベンチ等で休んだりあるいはいろいろ話し合い、触れ合いの場にもする、あるいは地中にも共同溝をつくりまして、ミニ共同溝でございども、きれいな町づくりに役立つ、そのような事業にこの道路特別会計の金を使っていきたいと考えておるわけでございます。

○藤野政府委員 港湾特別会計の無利子の貸付金は、予定の事業の中で港湾施設のうちの公共施設、具体的には臨港交通施設でありますとか港湾環境整備施設でありますとか係留施設でありますとか、そういったようなものの整備に充当するといふ考え方でございども。

○伊藤(英)委員 今の話は、特にこういう道路特別会計あるいは港湾整備特別会計等から持つてきたときに、そうした金が、そもそもこうした特別会計で取っている目的税が他の用途にひよつと使われるということはないかな、そういうことはないだろうなというのを思いながらお伺いしたわけでありまして、今のお話で、大丈夫なのかなという気もしないでもないのです。特に、例えば道路特別会計から受けてこの機構が業務を推進したときに、本来の道路整備費を圧縮をしてしまふあるいは今立ちおくれている道路の整備に支障を生じさせるということはないのかしらんというふうな危惧するわけでありまして、けれども、そういうことは大丈夫でございましょうか。

○北村(廣)政府委員 広い意味で、いずれ整備を要する道路部分に投入していこう、そこが一番町の中でいい道路になるかもしれないが、そういう形で、道路以外の部分には使う予定はございませんで、道路整備の資金を圧迫することにはならないかと存じます。

○伊藤(英)委員 質問はこれで終わりますけれども、何と云うたつて今の日本は、経済力からいえば世界に冠たる経済力を持つていくわけですね。そうなんですから、都市等を見たときにはやはり非常にみずほらしい都市であるといふふうにもまた言えると思うのです。だからそういう意味で、例えば内需の振興とかあるいは不況地域の活性化を図るということだけじゃなくて、都市を本場に潤いのある町なり美しい町にしていくためにはどうしても再開発というのを推進していくかなければならぬ、そういう意味で、今回のこの法律を本場にちゃんと都市再開発に役立つように生かすことを強く要請をしておきたい、こういうふうな思いをいたします。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○村岡委員長 中路雅弘君。

○中路委員 法案に即して二、三お聞きしたいのですが、大臣認可で今度設立される民間都市開発推進機構の資金ですが、昭和六十二年度は約二百億ということですが、その内訳が、どのようになっているのか。政府からの貸し付けや保証

債、出資金、借入金等ありますが、項目別で教えていただきたいと思います。

○北村(廣)政府委員 二百億の内容を正確に申し上げますと、二百一億三千五百万でございます。その内訳は、参加業務費といたしまして百四十三億六千万円、資金融通業務費として五十七億五千万円、それから支援・推進業務費として二千五百万円を考えております。

また、これらの資金の内訳は、国からの無利子の貸付金が五十五億円、政府保証債が二十三億円、民間の借入金金が百二十三億一千万円、それから、財団でございども基本財産がございども、この運用収入が二千五百万円、これをもって賄うことを予定しております。

○中路委員 この開発推進機構が行う業務を第四条で六項目ほど挙げておられますけれども、その予算規模はどうなっているのか、中身についてお聞きしたいと思っております。

○北村(廣)政府委員 参加業務、資金融通業務の内容でございども、対象プロジェクトとしては、初年度、六十二年に四十ないし五十のプロジェクトを助成対象として考えております。参加業務につきましては、機構の事業費として百四十億円をもって、全体事業費五百億ないし六百億を考えております。

それから資金融通業務につきましては、機構の事業費としては六十億円を使いまして、全体事業規模一千三百億ないし一千五百億を考えております。全体として機構事業費二百億で二千億の事業規模となるというふうな想定しております。

○中路委員 先ほどお話の都市開発資金融通特別会計、道路整備特別会計あるいは港湾整備特別会計の五十五億、政府からの資金の貸し付けについては無利子で貸し付けるといふことになっていまして、けれども、貸付金の返済方法は政令で定めるといふことになっていまして、その返済の方法はどのように考えられていますか。

○北村(廣)政府委員 無利子貸し付けの返済につきましては、ただいまのところ、利子がござい

昭和六十二年五月十五日

せんからもとと元金しかございせんが、元金を均等に半年賦償還ということで、償還期間は五年据え置き二十年というふうな考えております。

○**中路委員** この開発推進機構が、開発銀行からだと思ひますが、それぞれのプロジェクトに融資する場合の条件はどのようになっていますか。

○**北村(廣)政府委員** まず期間でございせんが、これは二十年を考慮しております。金利につきましても、予算編成時におきましては五・五%を考慮しております。考え方としては、財投の金利、当時六・〇五%でございまして、これを〇・五%下げた五・五%を予定したわけでございせん。しかし、その後財投が逐次下がってまいりまして今五・二%で運用されております。それに対して五・五%をどの程度下げるのが適当かということ、今後、大蔵省、財政当局と詰めたいて考えておる次第でございせん。

○**中路委員** そうしますと、例えばこの施行日までに財投金利がまた引き下げられるということになると、またそれに応じて低くなるということになるわけですか。

○**北村(廣)政府委員** そのようにしたいと考えております。

○**中路委員** 今、都市開発資金の貸付けに関する法律で地方自治体に貸し付ける条件が出ています。この都市開発資金の地方公共団体に対する貸付内容はどのような条件かというのはおわかりになっていますか。

○**北村(廣)政府委員** 現在の都市開発資金制度の都市に対する貸し付けの概要は、一つは工場等の敷地の買い取りがございせん。対象の地域は首都圏の工業等制限区域と近畿圏の工場等制限区域の両方でございまして、対象物件としては、制限施設、つまり工場、学校等の敷地でございせん。貸付条件としては、利率四・七%、償還期間十年、これは三年の据え置きを含むわけでございます。それから、都市施設用地の買い取りがまた別途ございせん。これは対象都市は、東京都、大阪市などの合計三十三都市が指定されております。

対象物件としては、都市計画決定された道路、公園、緑地、終末処理場の用地でございせん。貸付条件は、利率五・二%、四年の据え置きを含めまして償還期間十年というふうなことでございせん。その他第三のグループといたしまして、都市機能更新用地の買い取りがございまして、対象都市は首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域などございまして、名古屋、北九州市など合わせまして十二都市が指定されております。対象物件は、三ヘクタール以上の高度利用地域の地区計画の区域または二号区域の区域内の土地でございせん。貸付条件は、利率五・二%、四年据え置き十年というふうな制度になっております。

○**中路委員** 今御説明いただきましたが、それによりまして、この都市開発基金の方は、地方公共団体に対する土地の買い取りに必要な資金の貸し付けは工場等の用地の場合が四・七%、それから都市施設の用地、都市機能の更新用地が五・二%で返済の期間が十年ということで、今度の民間都市開発機構への貸付条件は無利子で償還の期間が二十年ですから、この点では、地方公共団体に対する貸し付けの条件から見ますと、今度の民間都市開発機構に対して非常に優遇になっているということができるのではないかと申すのであります。

この民間のプロジェクトは、もちろん地元の中小企業も入る場合もあると思ひますが、主として民間の大きな企業というのが中心になると思ひます。そういう意味では地方公共団体に対して見ても大変な優遇措置になっているのではないかと申すのであります。今の御説明だとそうなりますね。

○**北村(廣)政府委員** 先ほどもお答えしたとおり、六・〇五%でございまして金利がたまたま五・二%に財投が下がっております。したがって、この都市開発基金の金利につきましても予算にセツトしたもので運用できるかどうかという問題がございまして、全体といたしまして、これは政府関係機関全部共通でございせんが、貸付条件と金利の方を検討したいと考えておる次第でござい

ます。

○**中路委員** 少し具体的にお聞きしたいのですけれども、今まだ法律が通っていませんから当然詳しくはつかんでおられないと思ひますが、この民間都市開発推進機構を使って事業をやろうとして現在プロジェクトを検討中の都市は、先ほど御質問の中でたしか十二か十五ぐらいのお話もありましたけれども、この今検討中の都市の名前はわかりますか。プロジェクトの内容はいいのですけれども、都市の名前だけ。

○**北村(廣)政府委員** 手元に資料としては用意しておりますけれども、その内容が先ほどお答えに申しましたとおり、六十二年度プロジェクトで四十ないし五十と申し上げましたその十の差というのは、私どももいたしまして果たして事業対象となるのかということ、今後精査を要するといふプロジェクトでございせん。したがって、ただいまの時点で何市というふうに明確に申し上げるにはちよつと時期が早いかと存する次第でございせん。

○**中路委員** 私も持っているのですが、今のよう御答弁だから、では、出すのはきょうはよしませう。

その中の一つで、私も独自に調べてみたのです。まだほとんどのところで具体化されてない状況ですけれども、一番具体化されているところの一つの例で調べてみたのですが、広島市の西部の商業街区開発計画というのがあります。

これは商業地域ですけれども非常に大きな計画なんです。敷地面積が三万四千三百平米、建物の総延べ床面積が十六万八千八百平米、総工費三百億というのですが、このプロジェクトに参加している企業を見ますと四つなんです。三井不動産、フジタ工業、広島電鉄、中国新聞ですが、三井不動産は御存じのように資本金百四十九億円、フジタ工業も、八十二年ですが資本金百五十八億という、いずれも大企業のプロジェクトなんです。この四つが中心で進めているのですが、今の広島市の場合には商業街区の開発計画で店舗面積も

四万六千平米が予定されているわけですから、こうなると地元の商店街に及ぼす影響が非常に大きいということ、地元関係の周辺の商店街からこの計画についてたくさんの方の陳情や市議会に対する請願が集中しているのです。

二、三御紹介しますと、例えばこれは広島市の己斐商店街連合会、西広島商店街連合会、駅前商店街、商工振興会、この出しているものの中でも結論的なところを紹介いたしますと、この計画が商店街に何の説明もなく進められて非常に遺憾である、計画実行を中止するよう要望するという趣旨の陳情が出されております。また、西部の関係の商店街連合会、これはたくさん出ています。観音新町商店街とか、幾つありますが、連合で出ている陳情を見ましても、この構想が周辺小売業者への影響が甚大であるので中止されたいとか、小売業者の直接的な参加による合意を得なければならぬということを言っております。また、同じ周辺の南観音商店街の陳情を見ましても、この構想を取りやめて計画実行を中止し、周辺の商店街と至急話し合いするよう要望するというように、非常にたくさんの方の要望が集中しているんですね。また、これらの商店街から広島市の市議会に対しても同様趣旨の請願が出されているわけです。

こうした都市開発が地元の商店街あるいは住民の皆さんの意見を事実上無視して進められる、しかもこのプロジェクトが入りますと、国の無利子の貸し付けを行うことになるわけですから、これを進める機構に、こうなると私は非常に問題点が大いにあると思ひます。広島市の事情を詳しく御存じないかもしれませんが、今議会に出た請願や陳情について一部紹介しましたけれども、お考えはいかがですか。

○**北村(廣)政府委員** 広島市のプロジェクトについては、六十二年から事業を開始したいということ、この法律が成立いたしますと機構対象として融資を受けたいというお申し出があると承っております。また、事業内容といったしまして、ただいまお申し出のような商業施設というものも含ま

れているようにございます。ただ、この内容を見

ますと、あるいは大店法の適用によりまして正式な商調協によって地元調整が図られるというような規模にならうかと存じておりますので、その辺の推移を見ながら対応としては検討してまいりたいと存じます。

○**中路委員** 私は一例で挙げたのですが、今検討されているこの機構の対象としてプロジェクトが北海道から鹿児島まであるのですが、こうした地元と非常に大きな矛盾を起こすという問題になりますと、これは大変なことになるのです。この点はやはり、広島でいいますと地元との十分な話し合いが必要だと思います。

いずれにしても、私たちも民間が行う都市開発を一般的に否定するものではありませんが、今度出されている法案を見ますと、今例で挙げましたけれども、全体としてやはりこうした大きな企業の都市開発を推進するための新しい制度ではないかと言わざるを得ないわけです。そして、推進機構に対して政府の保証債を発行できるようになっているわけですが、この問題は、百四国会で東京湾横断道路の建設事業の株式会社は商法人として政府保証債を認めただけですけれども、今回は民法法人に対して初めて政府保証債を認めることになるわけですね。民間都市開発機構の場合には、東京湾横断道路の建設事業株式会社の場合と異なつて事業計画や収支、予算等について大臣の認可制になつていふことは言えますけれども、こうした民間に対する政府の保証が次々と行われるということになりますと、企業に対する優遇措置であるとともに、財政のあり方としても私は問題点があるのではないかとこのように思うのです。

こうした点も指摘をしまして、この法案について私たちは賛成しかねる、反対の態度でありますけれども、このことも質問の終わりにあわせて表明しておきまして、時間ですので終わりたいと思います。

○**村岡委員長** これにて本案に対する質疑は終了

いたしました。

○**村岡委員長** これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

民間都市開発の推進に関する特別措置法案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○**村岡委員長** 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**村岡委員長** ただいま議決いたしました法律案

に対し、森田一君外三名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。森田一君。

○**森田（一）委員** ただいま議題となりました民間都市開発の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては既に質疑の過程において委員各位におかれては十分御承知のところでありまして、この際案文の朗読をもつて趣旨の説明にかえることといたします。

民間都市開発の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 民間活力の活用による内需の振興、地方経済の活性化と雇用の拡大を図るため、民間都市開発事業の推進を図ること。
なお、地元中小企業の利用について配慮す

ること。

一 民間都市開発事業の推進に当たつては、地方公共団体とりわけ市町村の都市計画等との整合性及び周辺住民の意向について十分に留意するとともに、地価の高騰を招くことのないよう配慮し、地域社会の健全な発展に努めること。

一 民間都市開発推進機構に対する無利子資金の貸付け、政府保証については、機構の業務運営が円滑に行われるよう配慮すること。

一 民間都市開発推進機構の設立及びその業務の運営については、地方公共団体に対して財政負担をもちたすことのないよう配慮すること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○**村岡委員長** 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**村岡委員長** 起立多数。よつて、森田一君外三名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。天野建設大臣。

○**天野国務大臣** 民間都市開発の推進に関する特別措置法案につきまして、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十二分に尊重してまいり所存であります。

ここに委員長初め委員各位の御指導、御協力に對し深く感謝の意を表し、ごあいさつといたします。ありがとうございます。（拍手）

○**村岡委員長** お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**村岡委員長** 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○**村岡委員長** 次に、内閣提出、国土利用計画法の一部を改正する法律案、建築基準法の一部を改正する法律案及び建設業法の一部を改正する法律案の三案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。綿貫国土庁長官。

国土利用計画法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○**綿貫国務大臣** ただいま議題となりました国土利用計画法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

現在、地価は全国的には安定傾向を示しておりますが、東京等一部地域においては著しい上昇が見られます。この地価高騰に対しては、土地取引の適正化と土地供給の促進の両面からの対策を進めてきたところでありますが、特に土地取引の適正化に関しては、現在国土利用計画法の届け出制の対象となつていない小規模な土地取引等についても法律上の措置を講ずる必要があります。

本法は、このような状況にかんがみ、地価が急激に上昇している地域等を都道府県知事が指定し、現在届け出の対象となつていない小規模な土地取引についても届け出を義務づけることがで

きることとする等により、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、地価が急激に上昇し、または上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を、五年以内の期間を定めて、監視区域として指定することができるといたしました。

第二に、都道府県知事は、監視区域を指定する場合においては、当該区域において土地に関する権利の移転等の届け出を要する面積の限度を都道府県の規則で引き下げることをいたしております。

第三に、都道府県知事は、監視区域を指定した場合においては、地価の動向等に関する調査を行うとともに、その調査を適正に行うため必要があると認める場合には、当該区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結した者に対し必要な事項について報告を求めることができることとしたしております。

第四に、国等は、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○村岡委員長 天野建設大臣。

建築基準法の一部を改正する法律案
建設業法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○天野国務大臣 ただいま議題となりました建築

基準法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年、木造建築物等についての防火性、耐震性の技術が向上してきております。また、環境の整備や合理的な土地利用の促進の観点から、建築物の形態に関する制限について改善を要する面があらわれてきております。

このような状況にかんがみ、木造建築物等についての建築制限並びに建築物の容積及び高さの制限等を合理化する必要があると見做されます。

以上がこの法律案を提案する理由であります。が、次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、一定の技術的要件に適合する木造建築物等に係る制限の合理化についてであります。

第一に、高さ十三メートルまたは軒の高さ九メートルを超えて建築することができるといたしております。

第二に、火災の発生のおそれの少ない用途に供するものについて、防火壁の設置を必要としないことといたしております。

第三に、準防火地域において三階建てのものを建築することができるといたしております。

次に、建築物の容積及び高さの制限の合理化等についてであります。

第一に、幅員の小さい道路が幅員の大きい道路に接続する場合及び壁面線の指定がある場合について、前面道路の幅員による容積率を割り増すことといたしております。

第二に、第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度に、現在の十メートルのほかに十二メートルを加えることといたしております。

第三に、道路斜線制限の適用を、一定の範囲内に限定するとともに、道路から後退した建築物については緩和するものとし、あわせて隣地斜線制限についても所要の合理化を行うことといたしております。

第四に、総合的設計による一団地の建築物の特例について、建てかえ等に関する手続を整備する

ことといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、建設業法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年の建設業は、需要が低迷する中で競争が激化し、また、施工能力、資力信用に問題のある建設業者が不当に参入するなど早急に解決しなければならぬ問題を抱えております。

このため、本年一月に中央建設業審議会から「今後の建設産業政策の在り方について」の第一次答申がなされ、これに基づき、建設業の健全な発達を促進するため、本法律案を提案するに至ったものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、総合的な施工技術を要する指定建設業について、特定建設業の許可を受けようとする者は、営業所ごとに国家資格の取得者等専任のものを置くことといたしております。

第二に、建設工事紛争審査会の特別委員の任期を一年から二年に延長することといたしております。

第三に、指定建設業に係る特定建設業者が工事現場に置く監理技術者については、国家資格の取得者等とともに、公共工事における現場専任制を確保するための手段として資格者証を交付することといたしております。

第四に、技術検定について、その試験を指定機関に行わせることができることといたしております。

第五に、経営事項審査について、経営状況の分析を指定機関に行わせる等審査の充実を図ることといたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○村岡委員長 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

次回は、来る二十一日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散會

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案に対する修正案
治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に改める。

国土利用計画法の一部を改正する法律案

国土利用計画法の一部を改正する法律

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の五」に改める。

第二十三条第二項第三号中「国又は地方公共団体」を「国等」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けた場合は、この限りでない。

第二十四条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を前条第一項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

第五章中第二十七条の次に次の四条を加える。

(監視区域の指定)

第二十七条の二 都道府県知事は、当該都道府県

の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがある」と認められる区域(第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域を除く)を、期間を定めて、監視区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、監視区域を指定しようとする場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第十二条第二項から第五項まで及び第十項から第十二項までの規定は、監視区域について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第二十七条の第二項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替へるものとする。

4 第二項及び第十二条第五項の規定は、前項において準用する同条第十二項の規定による監視区域の指定の解除及びその公告について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第二十七条の第三項において準用する第十二条第十二項」と、「指定された区域及び期間その他総理府令で定める事項」とあり、及び「当該事項」とあるのは「その旨」と読み替へるものとする。

5 第三項において準用する第十二条第十二項及び前項の規定は、監視区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。

6 監視区域の全部又は一部の区域が、第十二条第一項の規定により規制区域として指定された場合においては、当該監視区域の指定が解除され、又は当該一部の区域について監視区域に係る区域の減少があつたものとする。この場合において、同条第三項の規定による公告をもつて監視区域の指定の解除又は区域の減少の公告があつたものとみなす。

(土地に関する権利の移転等の届出に関する特例)

第二十七条の三 監視区域に所在する土地について

第一類第十二号 建設委員会議録第三号

昭和六十二年五月十五日

て土地売買等の契約を締結しようとする場合における第二十三条第二項の規定の適用については、同項中「次の各号の一」とあるのは「第一号又は第三号に」と、同項第一号中「次のイからハまでに規定する面積未満」とあるのは「次のイからハまでに規定する面積に満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で別に定める面積未満」と、「次のイからハまでに規定する面積以上」とあるのは「当該都道府県の規則で定められた面積以上」とする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により監視区域を指定するときは、前項の規定により読み替へて適用される第二十三条第二項第一号に規定する都道府県の規則を定めなければならない。

3 都道府県知事は、前条第三項において準用する第十二条第十項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、前項の都道府県の規則で定める面積を変更するものとする。

4 前条第二項の規定は、第二項の都道府県の規則を定めようとする場合について準用する。

(報告の徴収)

第二十七条の四 都道府県知事は、第二十七条の第三項において準用する第十二条第十項の規定による調査を適正に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結した者(第二十三条第一項の規定による届出をした者及び同条第二項第三号に該当する者)と同条第一項の規定による届出をしない土地売買等の契約を締結した者を除く)に対し、当該土地売買等の契約及び当該契約に係る土地の利用について報告を求めることができる。

(国等の適正な地価の形成についての配慮)

第二十七条の五 国等は、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、適正な地価の形成を図られるよう配慮するものとする。

第三十九条第九項中「第二十四条第一項」の下に「第二十七条の第二項(同条第四項(同条第五

項において準用する場合を含む)及び第二十七条の三第四項において準用する場合を含む。)を加える。

第四十八条中「同項の期間内に」を削る。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二十三条及び第二十四条の改正規定、第二十七条の次に四を加える改正規定(第二十七条の五に係る部分に限る)、第四十八条の改正規定並びに次項及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の国土利用計画法(以下「新法」という。第二十七条の第二項の規定による監視区域の指定及び新法第二十七条の三第二項の規定による都道府県の規則の制定(新法第四十四条の規定により地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)の長に適用があるものとされた新法第二十七条の三第二項の規定による指定都市の規則の制定を含む)については、都道府県知事及び指定都市の長は、この法律の施行前においても土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くことができる。

(条例との関係)

3 都道府県又は指定都市の条例の規定で新法第五章の規定に相当するもの(新法第五章の規定に係る新法第八章及び第九章の規定に相当する規定を伴うものに限る。以下単に「条例の規定」という。)に基づく新法第二十三条第一項の規定による届出に相当する行為(以下「届出相当行為」という。)のうち、この法律の施行前に行われなかったものについて、条例で、この法律の施行後も土地売買等の契約(新法第十四条第一項の土地売買等の契約をいう。以下同じ。)に関し従前の例による規制を行う旨を規定する場合においては、当該届出相当行為を行つた者がこの法律

の施行後に当該届出相当行為に係る土地売買等の契約を締結しようとするときにおいても、新法第二十三条第一項の規定による届出を要しない。

4 この法律の施行前に行われた届出相当行為に係る土地又はこの法律の施行前に条例の規定に違反して届出相当行為を行わないう土地売買等の契約が締結された土地を含む一団の土地につき土地に関する権利の移転又は設定(新法第十四条第一項の土地に関する権利の移転又は設定をいう。)をすることとなるときは、当該土地の面積を含めて、新法第二十七条の三第一項の規定により読み替へて適用される新法第二十三条第二項第一号に規定する当該一団の土地の面積を算定する。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正) 5 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「土地を有償で譲り渡す場合」を「同法第二十四条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けない土地を有償で譲り渡す場合」に、「土地を有償で譲り渡した者」を「同法第二十四条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けない土地を有償で譲り渡した者」に改める。

理由

最近における地価の高騰に対処するため、都道府県知事が指定する区域に所在する土地について権利の移転等の届出を要する面積の限度を引き下げることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築基準法の一部を改正する法律案
建築基準法の一部を改正する法律
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三項第三号中「第五十四條第一項」の下に、「第五十五條第一項」を加える。

第六條第一項第二号中「五百平方メートル」の下に、「高さ十三メートル若しくは軒の高さが九メートル」を加える。

第二十一條第二項中「高さ」を「高さ」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「高さ十三メートル、軒の高さ九メートル又は延べ面積」を「延べ面積」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物は、主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)を木造としはならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について安全上及び防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物(政令で定める用途に供するものを除く。)は、この限りでない。

第二十六條中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

- 一 耐火建築物又は簡易耐火建築物
- 二 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、イ又はロのいずれかに該当するもの
- イ 主要構造部が不燃材料で造られたもののその他これに類する構造のもの
- ロ 構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合するもの

三 畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあつて、特定行政庁がその構造及び用途並びに周囲の状況により避難上及び延焼防止上支障がないと認めるもの

第四十一條中「因り」を「より」に改め、「第二十一條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び第三十六條」を「並びに第三十六條」に改める。

第五十二條第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中及び第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

一 当該建築物がある街区における土地利用の状況等からみて、その街区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

二 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

第五十二條第二項の次に次の一項を加える。

3 建築物の敷地が、幅員十五メートル以上の道路(以下この項において「特定道路」という。)に接続する幅員六メートル以上十二メートル未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分において接する場合における当該建築物に対する前二項の規定の適用については、第一項中「幅員」とあるのは、「幅員(第三項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定

道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に應じて政令で定める数値を加えたもの」とする。

第五十四條第一項中「第八十六條第四項」を「第八十六條第八項」に改める。

第五十五條を次のように改める。

(第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度)

第五十五條 第一種住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。

2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。

3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

- 一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの
- 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

第四十四條第二項の規定は、前項各号の規定による許可をする場合に準用する。

第五十六條第一項第一号を次のように改める。

一 別表第三(欄及び(5)欄に掲げる地域又は区域及び割合の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(5)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表(4)欄に掲げる数値を乗じて得た

もの

第五十六條第一項第二号中「従い」の下に、「イに掲げる建築物で高さが二十メートルを超える部分を有するもの又は口若しくはハに掲げる建築物で高さが三十一メートルを超える部分を有するものにあつては、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたもの」を加え、同項第三号中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項第二号及び第三号」に、「同項各号」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前面道路の境界線から後退した建築物に対する前項第一号の規定の適用については、同号中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは、「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離(当該建築物(地盤面下の部分その他政令で定める部分を除く。)から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。)に相当する距離だけ外側の線」とする。

第五十六條第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第五十七條第二項及び第五十九條第四項中「第五十六條第一項第一号」の下に「及び第二項」を加える。

第五十九條の二第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十二條第一項中「こえる」を「超える」に改め、「地階を除く階数が三である建築物又は」を削り、「が五百平方メートルをこえ」を「が五百平方メートルを超え」に改め、「簡易耐火建築物」の下に「とし、地階を除く階数が三である建築物は耐火建築物、簡易耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物」を加える。

第六十八條の五中「第四項及び第五項」を「第六

第九十一条中「第五十六条の二まで」の下に「及び別表第三」を加える。

第九十八条中「二十万円」を「三十万円」に改め

九十一條關係)

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
建築物がある地域又は区域	第五十二条第一項から第三項までの規定による延べ面積の敷地面積に対する割合の限度	距離	数値	
一 第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域内の建築物	十分の二十以下の場合 十分の二十を超え、十分の三十以下の場合 十分の三十を超える場合 十分の四十以下の場合	二十メートル 二十五メートル 三十メートル 二十メートル	一・二五	
二 近隣商業地域又は商業地域内の建築物	十分の四十を超え、十分の六十以下の場合 十分の六十を超え、十分の八十以下の場合 十分の八十を超える場合 十分の二十以下の場合	二十五メートル 三十メートル 三十五メートル 二十メートル	一・五	
三 準工業地域、工業地域又は工業専用地域内の建築物	十分の二十を超え、十分の三十以下の場合 十分の三十を超える場合 十分の二十以下の場合	二十五メートル 三十メートル 二十メートル	一・五	
四 用途地域の指定のない区域内の建築物	十分の二十を超え、十分の三十以下の場合 十分の三十を超える場合	二十五メートル 三十メートル	一・五	

備考

一 建築物がこの表の欄に掲げる地域又は区域の二以上にわたる場合においては、同欄中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。

二 建築物の敷地がこの表の欄に掲げる地域又は区域の二以上にわたる場合における同表の欄に掲げる距離の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総合的設計による一団地の建築物の取扱いに
関する経過措置)

2 前項の規定によりされた公告は、改正後の建築基準法(以下「新法」という。)第八十六条第二項の規定によりされた公告とみなす。

第三條 この法律の施行前に旧法の規定によりされた許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建築士法の一部改正)

第五条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの

第三条の二第一項第一号中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第六條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号ロ中及び同法第五十四条を、同法第五十四条に改め、「同条に規定する外壁の後退距離の限度にあつては、」を削り、「(限る。)」の下に「及び同法第五十五条第一項に規定する建築物の高さの限度」を加える。

(第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に存する第一種住居専用地域については、当該第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度は、十メートルと定められているものとみなす。

建築物の防火及び構造に関する技術開発の進展

に対応し、木造建築物等に係る防火等に関する制限の合理化を行うとともに、市街地における環境の整備保全を図りつつ土地の合理的な利用に資するため、道路との関係についての建築物の容積及び高さの制限並びに第一種住居専用地域内における建築物の高さの制限の合理化を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設業法の一部を改正する法律

建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二十二」

に、「(第二十七条の二・第二十七条の五)」を「(第二十七条の二十三―第二十七条の三十二)」に、「(第二十七条の六・第二十七条の七)」を「(第二十七条の三十三・第二十七条の三十四)」に、「第四十条を「第四十四条の二」に改める。

第十五条第二号中「第七条第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、次の」を「次の」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、施工技術設計圖書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により建設

大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならぬ。

第十五条第二号ロ中「イに掲げる」を「イ又はロに掲げる」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「許可」を「第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第二十七條第一項の規定による技術検定
その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ建設大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ建設大臣が定めるものを受けた者

第十十条中「三年」との下に、「第十一条第四項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と、「同号ハ」とあるのは「同号イ、ロ又はハ」と、同条第五項中「第七条第一号若しくは「第二号」とあるのは「第七条第一号若しくは第十五条第二号」とを加える。

第二十五条の七第二項中「一年」を「二年」に改める。

第二十五条の二十五中「設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。」を削り、同条に次の一項を加える。

2 建設大臣は、前項の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

第二十六條の前の見出し中「主任技術者」の下に「及び監理技術者」を加え、同条第二項中「第七条第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、第十五条第

二号イ又はロに該当する者」を「第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者」当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 指定建設業に係る建設工事で国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作

物に関するものについては、前項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、これを選任しなければならない。

5 前項の規定により選任された監理技術者は、同項の工作物の発注者から請求があつたときは、指定建設業監理技術者資格者証を提示しなければならぬ。

第二十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の

- 次に次の三項を加える。
- 2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によつて行う。
- 3 建設大臣は、第一項の検定に合格した者に、合格証明書を交付する。
- 4 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。

第四章の三中第二十七条の七を第二十七条の三十四とする。

第二十七条の六中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十七条の三十三とする。

第二十七条の五中「第二十七条の二第一項の審査及び前条を」経営事項審査及び第二十七条の二「十八」に改め、第四章の二中同条を第二十七条の

三十二とする。

第二十七条の四中「第二十七条の二第一項の審査」を「経営事項審査（指定経営状況分析機関が行

った経営状況分析を含む。」に、「当該審査を行なった」を「当該経営事項審査を行った」に改め、同条を第二十七条の二十八とし、同条の次に次の三
 条を加える。
 （委任都道府県知事の指示等）
 第二十七条の二十九 委任都道府県知事は、その
 行わせることとした経営状況分析の適正な実施

を確保するため必要があると認めるときは、指定経営状況分析機関に対して、当該経営状況分析の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該経営状況分析の状況に關し必要な報告を求め、若しくはその職員に、当該経営状況分析を取り扱う指定経営状況分析機関の事務所に立ち入り、当該経営状況分析の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十七条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(委任の撤回等)

第二十七条の三十 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を、指定経営状況分析機関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととしたときは、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

3 建設大臣は、委任都道府県知事が第二十七条の二十四第四項において準用する第二十七条の十五第一項の規定により経営状況分析を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

4 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととしたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(手数料)

第二十七条の三十一 経営事項審査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手料を国又は都道府県に納めなければならない。

2 指定経営状況分析機関が行う経営状況分析を

受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を指定経営状況分析機関に納めなければならない。

3 前項の規定により指定経営状況分析機関に納められた手数料は、指定経営状況分析機関の収入とする。

第二十七条の三十一前条第一項の審査を受けた建設業者の請求があつたときは、当該建設業者を「経営事項審査を行つたときは、遅滞なく、当該経営事項審査の申請をした建設業者」に、「その者に係る審査」を当該経営事項審査に改め、同条第二項中「前条第一項の建設工事の発注者の請求があつた」を第二十七条の二十三第一項の申請をした建設業者の求めに基づいて同項の建設工事の発注者が請求をしたに、「同項の審査」を当該建設業者に係る経営事項審査に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二十七条の二十七とする。

2 指定経営状況分析機関は、前条第一項の申請をした建設業者に係る経営状況分析を行つたときは、遅滞なく、当該経営状況分析の結果を建設省令で定めるところにより建設大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第二十七条の二の見出しを「(経営事項審査)」に改め、同条第一項中「建設業者」を「建設業者が」に、「申出をしたもの」を「申請をしたときは、その建設業者」に改め、「経営規模その他を削り、「審査を行なう」を「審査(以下「経営事項審査」という。)を行なう」に改め、同条第二項中「前項の審査」を「前項に定めるもののほか、経営事項審査」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経営事項審査を行うには、経営規模の認定をし、経営状況の分析をし、並びにこれらの認定及び分析の結果を考慮して客観的事項の全体について総合的な評定をしなければならない。

第二十七条の二に次の三項を加える。

4 第一項の申請は、建設省令で定める事項を記載した経営事項審査申請書を提出してしなければならない。

昭和六十二年五月十五日

ばならない。

5 経営事項審査申請書には、経営事項審査に必要な事実を証する書類として建設省令で定める書類を添付しなければならない。

6 建設大臣又は都道府県知事は、経営事項審査のため必要があると認めるときは、第一項の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十七条の二を第二十七条の二十三とし、同条の次に次の三項を加える。

(指定経営状況分析機関)
第二十七条の二十四 建設大臣又は都道府県知事は、建設大臣の指定する者(以下「指定経営状況分析機関」という。)に、経営状況の分析(以下「経営状況分析」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、経営状況分析を行うおうとする者の申請により行う。

3 建設大臣又は都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせるときは、当該経営状況分析を行わないものとする。この場合において、建設大臣又は都道府県知事は、当該指定経営状況分析機関が第二十七条の二十七第二項の規定により通知する経営状況分析の結果を考慮して経営事項審査を行わなければならない。

4 第二十七条の三から第二十七条の五まで、第二十七条の七から第二十七条の十五まで及び第二十七条の十七の規定は、指定経営状況分析機関について準用する。この場合において、第二十七条の三第一項及び第二項中「前条第二項」とあるのは「第二十七条の二十四第二項」と、同条第一項、第二十七条の五第二項、第二十七条の七、第二十七条の八、第二十七条の十、第二十七条の十一、第二十七条の十二第二項、第二十七条の十三、第二十七条の十四第二項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは「経営状況分析」と、第二十七条の四第一項、第二十

七条の九第一項及び第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の二十四第一項」と、第二十七条の五第二項、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「経営状況分析規程」と、第二十七条の七第一項中「職員(前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十七条の九第二項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び第二十七条の二十四第一項の規定により指定経営状況分析機関にその経営状況分析を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。）」と、第二十七条の十四第二項第二号中「第二十七条の四第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十七条の四第二項」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項第二十七号の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十七条の五第二項」と、第二十七条の十五中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は委任都道府県知事」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「建設大臣が前条第二項」と、「必要がある」と認めるときは」とあるのは「建設大臣が必要があると認めるときは」と、「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七条の二十四第三項」と、同条第三項中「第二十七条の十三第一項」とあるのは「建設大臣が第二十七条の十三第一項」と、「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項」と、「取り消した場合」とあるのは「取り消した場合は又は委任都道府県知事が指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととした場合」と、第二十七条の十七中「指定試験機関」とあるのは「この法律に別段の定めがある場合を除き、指定経営状況分析機関」と読み替へるものとする。

(委任の公示等)
第二十七条の二十五 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとしたときは、その旨を建設大臣に報告する

とともに、当該指定経営状況分析機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該経営状況分析を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定経営状況分析機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は経営状況分析を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(経営状況分析を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定経営状況分析機関に対する申請)

第二十七条の二十六 建設大臣又は委任都道府県知事が指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとしたときは、経営事項審査を受けようとする建設業者は、経営状況分析については、第二十七条の二十三第一項の規定にかかわらず、建設省令で定めるところにより、指定経営状況分析機関に申請をしなければならない。

2 第二十七条の二十三第四項及び第五項の規定は前項の申請について、同条第六項の規定は指定経営状況分析機関による経営状況分析について準用する。

第四章中第二十七条の次に次の二十一を加える。

(指定試験機関の指定)

第二十七条の二 建設大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、学科試験及び実地試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 建設大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、当該試験事務を行わないものとす

る。

(指定の基準)

第二十七条の三 建設大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不正になるおそれがないこと。

2 建設大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十七条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十七条の四 建設大臣は、第二十七条の二第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並

びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十七条の五 指定試験機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 建設大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第二十七条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第二十七条の六 指定試験機関は、建設省令で定める要件を備える者のうちから試験委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第二十七条の七 指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第二十七条の八 指定試験機関は、建設省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 建設大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十七条の九 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十七条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十七条の十 指定試験機関は、建設省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令)

第二十七条の十一 建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対して、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十七条の十二 建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況

若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十七条の十三 指定試験機関は、建設大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十七条の十四 建設大臣は、指定試験機関が第二十七条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関について聴聞を行つた後、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関について聴聞を行つた後、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十七条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第二十七条の四第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第二十七条の五第二項(第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)、第二十

七条の八第二項又は第二十七条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第二十七条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第三十二条ただし書の規定は、第一項又は第二項の聴聞について準用する。

(建設大臣による試験事務の実施)

第二十七条の十五 建設大臣は、指定試験機関が第二十七条の三第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対して試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十七条の二第三項の規定にかかわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

2 建設大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つて試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第二十七条の三第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合には、試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(手数料)
第二十七条の十六 学科試験若しくは実地試験を受けようとする者又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案し

て政令で定める額の手数料を国(指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関に納めなければならない)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)
第二十七条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、建設大臣に対して、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができ

(指定建設業監理技術者資格者証の交付)
第二十七条の十八 建設大臣は、指定建設業監理技術者資格者証交付機関の収入に、第十五条第二号イの規定により建設大臣が定める試験に合格し、同号イの規定により建設大臣が定める免許を受け、又は同号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして建設大臣がした認定を受けていることをいう。以下同じ。を有する者の申請により、その申請者に対して、指定建設業監理技術者資格者証(以下「資格者証」という。)を交付する。

2 資格者証には、交付を受ける者の氏名、交付の年月日、交付を受ける者が有する指定建設業監理技術者資格、指定建設業の種類その他の建設省令で定める事項を記載するものとする。

3 第一項の場合において、申請者が二以上の指定建設業監理技術者資格を有する者であるときは、これらの指定建設業監理技術者資格を合せて記載した資格者証を交付するものとする。

4 資格者証の有効期間は、五年とする。

5 資格者証の有効期間は、申請により更新する。

6 第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

(指定資格者証交付機関)
第二十七条の十九 建設大臣は、その指定する者(以下「指定資格者証交付機関」という。)に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に

関する事務(以下「交付等事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、交付等事務を行うとする者の申請により行う。

3 建設大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第五項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

4 建設大臣は、指定資格者証交付機関に交付等事務を行わせるときは、当該交付等事務を行わないものとする。

5 第二十七条の四、第二十七条の八、第二十七条の十二、第二十七条の十三、第二十七条の十四(同条第二項第一号を除く。)、第二十七条の十五及び第二十七条の十七の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第二十七条の四第一項及び第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の十九第一項」と、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、第二十七条の十二第一項、第二十七条の十三第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、第二十七条の十四第一項中「第二十七条の三第二項各号(第三号を除く。の一)」とあるのは「第二十七条の十九第三項第一号」と、同条第二項第二号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項」とあるのは「前条第一項又は第二十七条の二十」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項(第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第二項又

は第二十七条の十一とあるのは「第二十七条の八第二項」と、第二十七条の十五第二項中「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七条の十九第四項」と読み替えるものとする。

(事業計画等)

第二十七条の二十 指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、建設省令で定めるところにより、建設大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定資格者証交付機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、建設省令で定めるところにより、建設大臣に提出しなければならない。

(手数料)

第二十七条の二十一 資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定資格者証交付機関に納められた手数料は、指定資格者証交付機関の収入とする。

(省令への委任)

第二十七条の二十二 この章に規定するもののほか、資格者証に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第四十一条第一項中「第二十七条の六」を「第二十七条の三十三」に、「行なう」を「行う」に改める。第七章中第四十四条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第四十四条の二 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十五条第一項中「三十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十五条の二 第二十七条の七第一項(第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条の三 第二十七条の十四第二項(第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規定による試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関、指定資格者証交付機関又は指定経営状況分析機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 次の各号の一に該当するとき、その違反行為をした指定試験機関、指定資格者証交付機関又は指定経営状況分析機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の十(第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十七条の十二第一項(第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。)以下同じ。若しくは第二十七条の二十九の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七条の十二第一項若しくは第二十七条の二十九の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十七条の十三第一項(第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の全部を廃止したとき。

第四十八条中「から前条まで」を、「第四十六条又は第四十七条」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第四十九条中「二万円」を「五万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に建設工事紛争審査会の特別委員に任命されている者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に申出をした建設業者についての経営に関する事項の審査については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に行つた経営に関する事項の審査及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行つた経営に関する事項の審査に関する再審査については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

建設業における施工技術水準の高度化、経営体制の改善等に資するため、総合的な施工技術を要する特定建設業に係る技術者について必要な資格要件を設定し、技術検定に関し指定試験機関制度を導入し、建設業者の経営に関する事項の審査制度を充実する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。